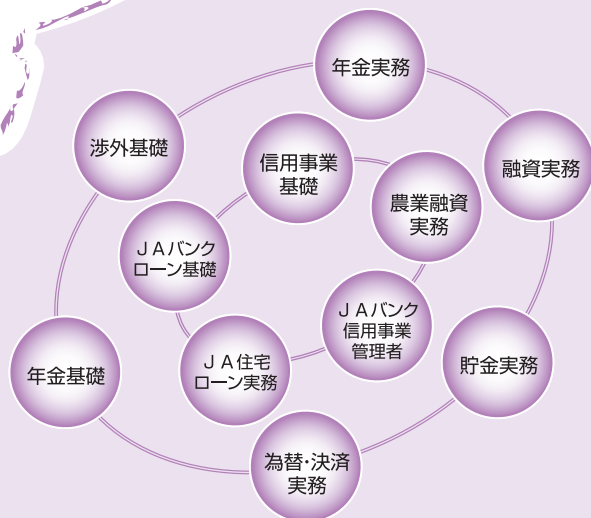


信用事業業務検定試験
試験問題と解説

融資実務



系統信用事業の人材育成機関

試験問題編



平成28年2月6日実施

〈第38回〉

融 資 実 務

〔問1〕 融資審査の基本事項について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 融資審査とは、よく調べ、よく検討し、正しく判断して、採否を決定することである。
- (2) 融資の相手方の意思能力・行為能力の有無は融資審査の対象でない。
- (3) 信用調査とは、相手方の実態を把握することである。
- (4) 融資にあたって、最初に資金用途と要資事情を把握しなければならない。
- (5) 融資にあたって、返済財源を明確に把握することが重要である。

〔問2〕 貸出稟議書の作成等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 現在貸出残高はなく、貸付取引が中断している先について、改めて融資を取上げる場合は、既往先稟議である。
- (2) 一括稟議における決裁金額による貸付を限度貸付という。
- (3) 貸出期限には、最終償還期限と取扱期限とがある。
- (4) 貸出条件変更稟議にあたっては、原決裁条件と変更条件とを対比して変更内容とその必要性を明確にしておかなければならない。
- (5) 稟議書は、記述はできるだけ簡潔にし、計数による裏付けをつけなければならない。

〔問3〕 利息の計算方法について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 銀行(農協)貸出金利全般(長期貸出金利等は別建て)の利率刻み幅は0.25%である。
- (2) 利息計算における1年の日数は、平年、閏年とも365日とする。
- (3) 手形貸付で、当初貸付の場合、貸付実行日から手形の満期日まで両端入れて日数計算をする。
- (4) 当座貸越は、年2回の利息後取りが一般的な取扱いである。
- (5) 利息等の支払時期、方法について、金融情勢の変化その他の事由がある場合には、農協(漁協)は、取引先に対し、これらを一般的に合理的と認められる程度のものに変更することができる。

〔問4〕 事後管理について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 融資案件を実行するにあたっては、契約書類と稟議書を照合して、決裁条件を具備していることを確認しなければならない。
- (2) 差入を受けた約定書等は、整理のうえ照合を受けた上で、金庫室に保管しなければならない。
- (3) 融資稟議で決裁を受けているので、融資の具体的な用途まで追跡(トレース)する必要はない。
- (4) 管理表の効用は、他の人と違う動きをしている人を抜出して、その人について重点管理を行うところにある。
- (5) 事業資金融資の設備資金の場合、償却前余剰(利益+償却費)が返済財源となる。

〔問5〕 JA統一ローンについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) チェックシートの作成、個人信用情報の確認、本人確認・在籍確認は、すべて事前調査での対象事項である。
- (2) 受付可否の判定の連絡のうち、役席者の指示が必要となるのは、否の場合である。
- (3) チェックシート項目のすべてが「適」でないと保証付貸出の対象とならない。
- (4) 個人信用情報の信用状況判断基準は、事故情報、自己都合による延滞の連続、一定の設定以上の成約情報・申込情報・照会記録・多額のキャッシング残高である。
- (5) 返済能力の有無は、第一次的には借入比率と返済比率の二つの指標で判断する。

〔問6〕 生活資金融資について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 生活資金融資は、消費者の家計に対して、その生活費を賄う所得の不足分を融通することである。
- (2) 審査のポイントは、収入の安定性と消費を節約してでも返済するとの強い意思があるかどうかを見極めることにある。
- (3) 生活資金融資は生産性がないという性質を、借り手はもちろんのこと貸し手もよく承知して、取扱うことが必要である。
- (4) 自営業者世帯に対する融資にあたっては、事業収支と家計収支を切り離して計数的に把握し、事業資金融資を含めないで考えることが大切である。
- (5) 家族の生活費は全員で確保するように努めるものであるから、世帯全員の年間総収入額を把握する。

〔問7〕 事業資金融資の審査について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 事業資金は、貸金それ自身が返済のための財源を生み出す性質をもっている。
- (2) 利益を伴った売上収入が返済財源となる。
- (3) 事業の収益力、将来の業績を見通すことが審査のポイントとなる。
- (4) 企業内容の実態把握は、「モノの面から」と「カネの面から」の両面から行えば十分である。
- (5) 経常収支がプラスの場合は、売上代金の回収額で仕入代金や経費の支払ができて、なお余裕がある状態である。

〔問8〕 運転資金と設備資金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 経常運転資金は、決算書からは、「売上債権+棚卸資産-買掛債務=運転資金」としてとらえられる。
- (2) 支払条件の短縮と回収条件の長期化は、いずれも増加運転資金を伴う。
- (3) 季節資金の返済財源は、融資対象の商品等の販売代金である。
- (4) 設備投資の目的によって設備資金の返済資源が決まる。
- (5) 設備資金では調達方法と償還計画の検討が必要であるが、収支の実績と計画までは必要としない。

〔問9〕 制限行為能力者について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 未成年者が法定代理人の同意を要するのに同意を得ずに行った法律行為は、未成年者自身又は法定代理人が取り消すことができる。
- (2) 日常生活に関する行為を除き成年被後見人が行った法律行為は、成年後見人の同意を得ていれば、取り消すことができない。
- (3) 成年被後見人の借入行為が取り消された場合、成年被後見人は借入により受領した金額全額を返還しなければならない。
- (4) 被補助人は、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者について認められる。
- (5) 任意後見契約は公正証書で締結され登記された時点で効力が生じる。

〔問10〕 代理人との取引について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 代理人が代理権限に基づいて法律行為を行うと、その法律上の効果は直接本人におよぶことになる。
- (2) 任意代理人の権限の範囲は、授権行為の内容によって決まる。
- (3) 商行為の代理については、本人のためにすることを示さないで行った行為は、原則として本人に対して効力を生じない。
- (4) 本店営業部長、支店長といった名称を付した使用人は、代理権がなくても、支配人と同一の権限を有するものとみなされる。
- (5) 無権代理人の行った行為を本人が追認すれば、原則として契約のときに遡って効力を生ずる。

〔問11〕 農(漁)協取引約定書について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 農(漁)協取引約定書は、現在、双方契約方式をとっている。
- (2) 農(漁)協取引約定書を作成することによって、具体的な債権債務の成立要件となる。
- (3) 農(漁)協取引約定書は、農(漁)協と取引先間での与信取引に共通する基本的な契約事項を取決めしている。
- (4) 農(漁)協取引約定書は、当事者間の合意によって成立するもので、万一訴訟になってもその有力な証拠となる。
- (5) 農(漁)協取引約定書に記載されていなければ、それに関する事項については民法、商法などの一般的な原則が適用される。

〔問12〕 農(漁)協取引約定書に定められている内容について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 購買未収、販売仮渡についても適用範囲になっている。
- (2) 第三者が農(漁)協に対して債務を負担し、その債務を取引先が保証している場合は、取引先の保証債務については、本約定書は適用されない。
- (3) 取引先が農(漁)協に提出すべき書類を提出しなかったときは、取引先は、取引約定に違反したことになる。
- (4) 担保の処分方法等について、農(漁)協は法定の担保権実行以外の方法で担保から回収することができる。
- (5) 暴力団排除条項は、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、取引関係を解消する根拠になる。

〔問13〕 約定書・契約書締結上の留意点について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 融資に関する約定書については、原則として組合職員の面前で契約書類に本人の署名および押印を受けて締結する。
- (2) 契約の締結にあたっては、相手方の知識・経験等に応じて、契約内容について理解し納得できるように適切・十分に説明を行うことが必要である。
- (3) 訂正印は、その契約書の作成者全員が押印しなければならない。
- (4) 捨印・契印は、JA統一事務手続では、原則使用禁止している。
- (5) 印鑑届の取引に使用する印鑑は、実印でなくてもよい。

〔問14〕 手形貸付について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形貸付の場合、金融機関は金銭消費貸借契約に基づく債権と手形上の債権の両方をもち、そのどちらを行使してもよい。
- (2) 手形債権が時効によって消滅すれば、金銭消費貸借上の債権も当然に消滅する。
- (3) 手形貸付の場合、手形訴訟を利用し簡易迅速に債務名義を取得することができる。
- (4) 手形書替は、手形、書替利息、遅延損害金が揃ってから手続をとらなければならない。
- (5) 手形書替は原則として延期手形の差入であるが、旧手形を返却すれば旧手形の債務は消滅し、新手形債務のみが残ることになる。

〔問15〕 証書貸付について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 金銭消費貸借契約証書に、契約金額に応じた印紙を貼るだけで、印紙税を納付したことになる。
- (2) 金銭消費貸借契約は、当事者の意思表示があれば成立する。
- (3) 公正証書とする場合でも、強制執行認諾文言を付しておかないと、債務名義として強制執行することができない。
- (4) 消費貸借契約が有効に成立する以前に設定登記した抵当権は有効でない。
- (5) 利率の引き上げについて、保証人の承諾はなくても、保証人に主張できる。

〔問 16〕 手形割引について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形割引は、取引先が第三者との取引によって受け取った手形を、額面金額から支払期日までの金利相当分を差引いた金額で金融機関が買取る取引である。
- (2) 取引先は手形の裏書人としての責任と、手形割引における買戻し債務の両方を負担する。
- (3) 人的抗弁とは、手形上の債務者がすべての手形所持人に対して対抗することのできる抗弁である。
- (4) 割引依頼された手形に不備があれば、依頼人に補完してもらってから、割引に応じなければならない。
- (5) 手形の成因調査とは、正常な商取引に基づいて振り出された手形であることを調べることである。

〔問 17〕 当座勘定取引に付帯する当座貸越について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 当座貸越契約により、農協は約定した一定の極度額まで、支払う義務が生じる。
- (2) 農協が採用している当座貸越約定書では、当座貸越契約の法的性質を明確にしている。
- (3) 農協は、一方的に極度額の減額、貸越の中止、解約等を行うことができる。
- (4) 当座貸越の利息を算出する積数計算には、その日の最高貸越残高が一般的に採用されている。
- (5) 農協がその裁量により極度額を超えて支払をした場合は、農協の請求があっても債務者は直ちにこの金額を支払う義務はない。

〔問 18〕 特定債務保証について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 主たる債務が無効になっても、原則として保証債務は無効にならない。
- (2) 保証債務は、目的または態様において主たる債務より重くすることは許されない。
- (3) 主たる債務に対する債権者の権利が移転すると、保証人に対する権利も随伴して移転する。
- (4) 債務者が保証人を立てる義務を負う場合、その保証人は、行為能力者であり、かつ弁済の資力を有する者でなければならない。
- (5) 保証契約は債権者と保証人との2者間の契約で成立する。

〔問 19〕 貸金等根保証契約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貸金等根保証契約は、個人を保証人とするもので、主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれる。
- (2) 保証の極度額は、主たる債務の元本、その利息、損害金等および保証債務について約定された違約金・損害賠償額のすべてを含んだ額である。
- (3) 元本確定期日は、根保証契約の締結日から5年以内の日で定めなければならない。
- (4) 主たる債務者または保証人が破産手続開始の決定を受けたときは、元本確定期日が未到来であっても主たる債務の元本が確定する。
- (5) 元本確定期中に融資した案件までが保証される。

〔問 20〕 連帯保証について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 連帯保証人は、催告の抗弁権、検索の抗弁権に加えて分別の利益を有しない。
- (2) 保証契約において「保証人が主たる債務者と連帯して保証債務を負担する」旨を特約した場合は連帯保証となる。
- (3) 主たる債務が商行為による債務であるときは、その保証は特約がなくても当然に連帯保証となる。
- (4) 保証が、保証人にとって商行為であるとき、また、債権者のために商行為であるときは特約がないと連帯保証とはならない。
- (5) 農協の融資実務では、通常、連帯保証であることを、保証契約の中で明示している。

〔問 21〕 保証契約の締結について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金銭消費貸借契約証書上に、債務者と連署する場合は特定債務の保証になる。
- (2) 貸付後に保証人を追加するときは、別札の保証書の提出を受ける。
- (3) 保証契約の特約条項では保証人は、その有する相殺権を放棄している。
- (4) 農協は、保証人に対して担保保存義務がある旨を特約している。
- (5) 保証契約にあたっては、保証人の知識・経験に応じて、保証内容の十分な説明と保証意思を確認することが重要である。

〔問 22〕 手形保証について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 民法の規定に基づく保証である。
- (2) 手形保証人は、必ず手形本体または補箋に署名または記名押印しなければならない。
- (3) 手形保証債務は独立性、内容同一性、補充性をまったく有していない。
- (4) 被保証債務が無効になると、手形保証は当然に無効となる。
- (5) 手形債務の手形外保証は、手形行為としての意味をもつ。

〔問 23〕 農(漁)業信用基金協会保証について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 協会は、農業者、中小漁業者、中小企業などの経営に必要な資金の融資を円滑にするための信用補完を行う。
- (2) 協会保証は、定款、業務方法書などにしたがって行われる。
- (3) 判例は、協会保証の性質は民法上の保証であるとしている。
- (4) 協会保証を受ける場合の手続や保証を受けた後の管理等については、協会の業務方法書や保証契約書等に定められている。
- (5) 協会が代位弁済した場合、物上保証人に対して代位弁済した金額全額について抵当権に代位するとするのが判例の立場である。

〔問 24〕 保証債務の消滅について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 被保証債務である貸付金が主債務者の弁済により完済されれば、保証債務も当然に消滅する。
- (2) 貸付取引中であっても保証の免除が行われると、保証債務は消滅する。
- (3) 保証債務の免除を債権者単独による一方的意思表示でもって行うことはできない。
- (4) 保証債務の免除契約を債権者と保証人間で締結して合意で免除することができる。
- (5) 保証契約書を直ちに返却できない場合には、免除証書を交付する方法をとることができる。

〔問 25〕 担保物権について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 担保物権とは、特定の財産を債権の担保として、それから優先的に債権回収ができるようにする制度をいう。
- (2) 法定担保物権には、留置権と先取特権がある。
- (3) 約定担保物権は、債権者と財産所有者との合意によって生じ、すべてが法律で規定されている担保物権である。
- (4) 担保物権の対抗要件とは、当事者間で効力が生じた権利ないし法律関係の得喪変更を第三者に対して主張するために備えておくべき要件である。
- (5) 相殺権や代理受領は、担保物権ではないが担保機能を有するものである。

〔問 26〕 担保物権の特性について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 附従性とは、担保物権が成立し存続するためには、必ずその担保物権によって担保される債権が存在しなければならず、被担保債権が消滅すると担保物権も消滅するという性質である。
- (2) 随伴性とは、担保物権が被担保債権の処分にしたがうという性質である。
- (3) 物上代位性とは、担保物の滅失、毀損、売却等により、担保権設定者が取得する保険金、売却代金等の上に担保権の効力が及ぶことをいう。
- (4) 不可分性とは、担保権者は被担保債権の全部の弁済を受けるまで担保物件の全部について担保権を行うことができるという性質である。
- (5) 質権は、附従性、物上代位性、不可分性を有するが、随伴性を有しない。

〔問 27〕 自組合貯金担保について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金証書・通帳の差入は、貯金債権を目的とする質権設定のための要件である。
- (2) 担保差入証の担保提供者は、貯金名義人が債務者以外の者であるときは、貯金名義人である。
- (3) 質権の第三者対抗要件としては、担保差入証の質入承諾文言に確定日付をつければよい。
- (4) 国税等の滞納処分による差押に対抗するには、法定納期限以前に質権が設定されていることを担保差入証の確定日付で立証しなければならない。
- (5) 貸付金が貯金の差押後に融資されたものでない限り、差押後でも相殺して差押債権者等に対抗できる。

〔問 28〕 譲渡担保について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 譲渡担保は、債権者が債務者に対して有する債権を担保するために、担保権設定者が有する物の所有権や権利を譲渡する。
- (2) 譲渡担保では、債務が履行されると所有権や権利が担保権設定者に復帰的に移転する。
- (3) 処分清算型と帰属清算型のいずれの場合も、譲渡担保権者は、被担保債権額と担保目的物の価格との差額を清算しなければならない。
- (4) 法人または個人が行う動産の譲渡について、法律で、登記することにより第三者に対する対抗要件である民法上の引渡しがあったものとみなされる。
- (5) 法定納期限後に譲渡担保権を取得した場合、国税等が不足するときは、国税等は譲渡担保目的物件(手形は対象外)に執行することができる。

〔問 29〕 抵当目的物件について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 宅地を担保にとるときは、更地か建付地かあるいは借地かを確認しなければならない。
- (2) 農地であるかどうかは、その土地それ自体の事実状態に基づいて決まる。
- (3) 農地について、所有権の移転や抵当権の設定は、農業委員会又は都道府県知事の許可が必要である。
- (4) 山林に設定した抵当権の効力は、立木登記や明認方法が施された立木に及ばない。
- (5) 自動車は、質権・譲渡担保により担保取得することも、自動車抵当法により抵当権を設定することもできる。

〔問 30〕 商業手形担保について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 商業手形を担保とする貸付を行うことは、手形割引とは実質的に異なった経済的效果を生じる。
- (2) 手形は通常、「担保のため」などの文言を記載して裏書を受ける。
- (3) 手形割引のように、手形要件の点検、手形成立関係の調査などは必要としない。
- (4) 担保手形明細表記載の手形は、現在および将来のいっさいの債務の担保として譲渡を受ける。
- (5) 担保手形が不渡りになると、取引先は買戻債務を負担する。

〔問 31〕 不動産担保について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 不動産とは、土地そのものと土地に定着する物をいい、その他のものはすべて動産である。
- (2) 付加物・付合物に対しては原則として抵当権の効力が及ぶ。
- (3) 区分所有物件の専用部分に対する抵当権設定の効力は共用部分の持分にも及ぶ。
- (4) 不動産の権利関係、他人の権利の付着の有無などを調査する場合の相手は必ず債務者本人であることが大切である。
- (5) 取引事例比較法は、主に土地の評価に利用される評価方法である。

〔問 32〕 普通抵当権と根抵当権について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 抵当権は、不動産などの目的物を担保提供者の占有下でその使用収益に任せながら債権者の優先弁済権が確保される。
- (2) 特定の債権を担保する抵当権は普通抵当権といわれる。
- (3) 抵当権の設定契約に際しては、目的物件の調査、関係当事者の能力、担保提供者の確認等に十分注意を払わなければならない。
- (4) 抵当権設定契約における最後の2年分の利息、損害金とは、最終弁済期から2年分である。
- (5) 元本確定前の根抵当権は、債権譲渡、代位弁済等により債権が移転しても、根抵当権がこれに伴って譲受人・弁済者に移転することはない。

〔問 33〕 根抵当権の被担保債権の範囲について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 債務者との特定の継続的取引契約や一定の種類取引から生ずる不特定の債権を、担保するものとして設定することができる。
- (2) 手形債権、小切手債権を被担保債権に加えることによって、いわゆる回り手形、小切手債権が担保される。
- (3) 被担保債権における「売買取引」により、経済事業取引によって発生する債権が担保される。
- (4) 被担保債権における「保証委託取引」により、組合が取引先の委託を受けて保証人となり、保証人として債権者に弁済した場合の求償債権・利息・損害金が担保される。
- (5) 被担保債権の範囲に属する債権は、根抵当権の設定後に実行された債権が担保される。

〔問 34〕 根抵当権の元本確定について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 元本の確定後に融資された案件は、その根抵当権では担保されない。
- (2) 元本確定時に存在する元本債権に付随して生ずる利息・損害金は、極度額を限度として何年分でも担保される。
- (3) 元本確定前に手形割引をしていた手形について、買戻請求権が元本確定後に発生した場合、その買戻請求権は根抵当権で担保される。
- (4) 根抵当権者が、根抵当物件について競売の申立をしたときに元本は確定する。
- (5) 債務者または設定者(所有者)が破産手続開始の申立をしたときに、元本は確定する。

〔問 35〕 根抵当権設定後に生じる変更として、元本確定前においてのみ可能な変更は次のうちいくつあるか1つ選びなさい。

- a. 被担保債権の範囲の変更
- b. 債務者の変更
- c. 確定期日の変更
- d. 極度額の変更

- (1) 4つ
- (2) 3つ
- (3) 2つ
- (4) 1つ
- (5) なし

〔問 36〕 根抵当権の譲渡について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 全部譲渡とは、根抵当権を被担保債権から切り離し、根抵当権全体を第三者に絶対的に移転させることである。
- (2) 一部譲渡とは、1個の根抵当権について、その根抵当権を一部譲渡し、譲渡人と譲受人が共有関係になることである。
- (3) 分割譲渡とは、1個の根抵当権を極度額において2つの同順位の根抵当権に分割し、その1つの根抵当権を第三者に譲渡することである。
- (4) 全部譲渡、一部譲渡、分割譲渡いずれも、根抵当権者と譲受人との間における契約により成立する。
- (5) 一部譲渡の場合、譲渡人と譲受人間の契約によりあらかじめ優先の定めをし、その登記をしておくことが認められている。

〔問 37〕 抵当権の順位の変更について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 順位の変更は、抵当権の優先関係を、当事者間において絶対的に変更する手続である。
- (2) 順位変更をするには中間順位者の協力は必要でない。
- (3) 根抵当権が数個の物件に共同担保として設定されたものである場合、その一部物件についてのみ順位変更することもできる。
- (4) 順位変更は登記をしなければ、その効力を生じない。
- (5) 順位を変更する抵当権等に登記上利害関係を有する者がいるときは、その者の承諾が必要である。

〔問 38〕 根抵当権の債務者死亡と相続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 被相続人である債務者が相続開始時点で負担していた債務は、根抵当権で当然に引続き担保される。
- (2) 相続開始後に債務者の相続人が新たに債権者に対して負担する債務を担保するためには、根抵当権者と設定者が合意して、相続人のうちから指定債務者を定めなければならない。
- (3) 相続開始後3か月以内に合意の登記をしないと、根抵当権は相続開始の時に元本が確定したものとみなされる。
- (4) 死亡した債務者と設定者が同一人のときは、合意の当事者となるのは、根抵当物件の相続人と根抵当権者である。
- (5) 合意の登記をするには、前提として、相続による債務者の変更をする必要がある。

〔問 39〕 債務者の死亡と借入債務の相続等について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 債務者が死亡した場合、債務は相続人の法的相続分に依じて各相続人に当然分割承継される。
- (2) 遺産分割協議書によるならば、債務の法定相続分の割合を変更することができる、債権者はこれに従わざるを得なくなる。
- (3) 全員の相続人が相続放棄すると、農協は担保権を実行することができなくなる。
- (4) 限定承認があると、担保権の実行による回収はできない。
- (5) 特定債務の連帯保証人が死亡した場合には、相続人は各自が全額保証債務につき主債務者と連帯して保証責任を負うことになる。

〔問 40〕 融資先行方不明時の管理について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 融資先が行方不明になったときは、調査はできるだけ早く着手しなければならない。
- (2) 融資先が行方不明の場合、繰上償還請求書を発送し、配達不能で返送されたとき、農協取引約定書の定めを援用して、組合の意思表示が相手方に到達したのものとして、手続を行うことができる。
- (3) 農協取引約定書における「みなし送達」は、農協と債務者間においてのみ効力を生ずる。
- (4) 第三者に、農協が行方不明者に対する意思表示の送達の効力を主張しなければならない場合には、公示送達の手続をとる必要がある。
- (5) 行方不明者を相手として貸付金返還請求訴訟を起し、訴状および期日呼出状を公示送達により相手方に送達してもらった上で欠席判決をとることもできる。

〔問 41〕 法人取引先の変動について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 代表者が変わっても、約定書や契約書等はとりなおす必要はない。
- (2) 代表者が変わると、旧代表者名で出されている代理人届は、代表者の代理人であるから、新代表者名でとりなおす必要がある。
- (3) 商号変更があると、届出事項変更届、商業登記事項証明書及び印鑑証明書を提出してもらい、契約書等のとりなおしは必要ない。
- (4) 取引先会社が合併する場合は、実情を調査して、今後の取引上支障があるときは異議申出の手続をとる。
- (5) 会社が解散し清算手続に入った場合、取締役はその地位を失い清算人がその地位に代る。

〔問 42〕 担保物件の変動について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 既存の不動産に設定された抵当権の効力は増築部分にも及ぶ。
- (2) 既存建物の全部をとりこわして新規に建物を建築する場合は、その用途、規模、構造がほぼ同一であれば、既存建物の抵当権の効力に影響はない。
- (3) 建物の土台部分をとりこわして建物をそのまま他の場所に曳行し移転させる場合には、抵当権の効力に影響はない。
- (4) 2棟の区分所有建物を区分している障壁を除去すると、2棟の区分所有建物はいずれも滅失して、1棟の新建物が出現することになり、従前の担保権の登記は新建物に移記される。
- (5) 融資先が担保不動産を毀滅しまたは減少させたときは、被担保債権につき期限の利益を喪失することになる。

〔問 43〕 債権の消滅時効と時効中断について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 債権の消滅時効期間は原則として10年で、商行為によって生じた債権は5年である。
- (2) 手形債権は元本、利息損害金とも3年で、手形割引の買戻請求権は5年である。
- (3) 消滅時効は、債権者が権利を行使できる状態になったときから進行する。
- (4) 催告は6か月以内に裁判上の請求または差押など、より強力な時効中断手続をとらないと、中断の効力がはじめら生じなかったことになる。
- (5) 弁済猶予依頼書の提出や債務減額の申出は時効中断の効力を生じない。

〔問 44〕 代位弁済について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 保証人、連帯債務者、物上保証人などは法定代位権者である。
- (2) 法定代位権者が弁済すると、債権者の有していた主債務者に対する債権は、付随する担保権と共に、債権者の意思にかかわらず弁済者に移転する。
- (3) 法定代位権者以外の者であっても原則として弁済ができるが、債務者の意思に反する弁済は無効となる。
- (4) 債権者が同意しなくても、主債務者の意思に反せず有効な第三者弁済がなされるときは、主債務者に対する債権や担保権は弁済した第三者に移転する。
- (5) 保証人と物上保証人があり、その一方が代位弁済したときは、頭割りで代位できる。

〔問 45〕 代物弁済について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 代物弁済を行うには債権者と弁済者との間で金銭以外のものを弁済として給付する旨の合意が成立し、現実にその物が引渡されなければならない。
- (2) 代物弁済により原債権は消滅し、それに付随する担保・保証等も消滅する。
- (3) 弁済として引渡される物の価額と債権額があまりにも均衡を失する場合などは、暴利行為または公序良俗違反などの理由で無効とされることがある。
- (4) 動産または不動産を代物弁済したが、債権者が知らないかくれた瑕疵があったときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができる。
- (5) 手形あるいは小切手をもって代物弁済したが、その手形・小切手が後日不渡となると、原債権は復活することになる。

〔問 46〕 債務引受について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 重疊的債務引受は、一般的に債権者、旧債務者、引受人の三者契約で行なわれるが、債権者と引受人の契約によってすることもでき、この場合は旧債務者の意思に反すると無効である。
- (2) 重疊的債務引受は、従来債務者と引受人は共に債務全額の支払義務を負う。
- (3) 免責的債務引受は、債権者と新債務者だけで契約を行うこともできるが、新債務者が法定代位権者でない場合、旧債務者の意思に反する引受は無効と解されている。
- (4) 免責的債務引受の結果、債務はその同一性を保ったまま新債務者に移転し、旧債務者は債務を免れる。
- (5) 免責的債務引受の旧債務についていた保証は、保証人の同意がない限り消滅する。

〔問 47〕 相殺について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 債権者と債務者の双方の債務がともに弁済期にあることは、相殺の要件である。
- (2) 貸付金が弁済期未到来の場合は、農協取引約定書の定めに従って期限の利益を喪失させることが必要である。
- (3) 貯金については、期限の利益は貯金債務者である農協にあり、これを放棄して弁済期を到来させることができる。
- (4) 貯金通帳・証書は回収ができなくても相殺の効力に影響はない。
- (5) 差押命令を受けた貯金との相殺通知は、差押債権者に対して行わなければ効力を生じない。

〔問 48〕 不動産抵当権の実行について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 農協の職員で、当該債権の管理回収事務を担当しており、かつ民事執行についての知識を有するものであれば、裁判所の許可を得て競売申立の代理人となることができる。
- (2) 執行裁判所は競売開始決定書を債権者および所有者に送達する。
- (3) 執行裁判所が決定した売却基準価額の8割の価額が実際の買受可能価額になる。
- (4) 買受可能価額が競売手続費用と申立債権者の債権に優先する債権を弁済して剰余を生ずる見込みがないと執行裁判所が認めたときは、申立債権者に通知され、申立債権者が所定の手続をとらなかったときは競売手続は取消される。
- (5) 執行裁判所から債権計算書提出の催告を受けたら、1週間以内に提出しなければならない。

〔問 49〕 債務名義と強制執行について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 債務者の資産に対して強制執行を行って債権を回収するためには債務名義が必要である。
- (2) 確定判決は債務名義となるが、仮執行宣言付判決や仮執行宣言付支払督促は債務名義とはならない。
- (3) 強制執行をするためには、債務名義につき執行文の付与を受け、債務名義を債務者に送達しておくことが必要である。
- (4) 債権差押命令の申立は、債務者の住所地または主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に対して行う。
- (5) 動産に対する強制執行の申立は、差押えるべき動産の所在地を管轄する地方裁判所に所属している執行官に対し、申立書を提出して行う。

〔問 50〕 特殊整理手続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 破産財団の管理処分権はすべて破産管財人に帰属する。
- (2) 破産手続開始決定の時点で、破産者の資産が極めて少なく、破産手続費用さえまかなえないときは、裁判所は同時に破産手続廃止の決定を行う。
- (3) 給与所得者等再生手続は、債務者の手取り収入から本人及び扶養者の最低限度の生活費を控除した額の3年分を再生計画において弁済に充てるというものである。
- (4) 小規模個人再生手続は、無担保再生債権の総額が5千万円以下の個人債務者を対象とし、通常の民事再生手続を簡素化した手続である。
- (5) 会社更生手続が開始されると、担保権を有する債権者は担保権の実行を禁ぜられる。

「試験問題解説編」



平成28年2月6日実施

〈第38回〉

目 次

融 資 審 査

問 1	融資審査の基本	22
問 2	貸出稟議書の作成	22
問 3	利息の計算方法	23
問 4	事後管理	24
問 5	JA 統一ローン	25
問 6	生活資金融資	25
問 7	事業資金融資の審査	26
問 8	運転資金と設備資金	27

取 引 の 相 手 方 ・ 融 資 契 約

問 9	制限行為能力者	28
問10	代理人との取引	29
問11	農（漁）協取引約定書①	29
問12	農（漁）協取引約定書②	30
問13	約定書・契約書締結上の留意点	31
問14	手形貸付	32
問15	証書貸付	32
問16	手形割引	33
問17	当座勘定貸越	34

保 証 ・ 担 保

問18	特定債務保証	35
問19	貸金等根保証契約	35
問20	連帯保証	36
問21	保証契約の締結	37
問22	手形保証	37
問23	信用基金協会保証	38
問24	保証債務の消滅	39
問25	担保物権①	39

問26	担保物権②	40
問27	貯金担保（自組合）	41
問28	譲渡担保	42
問29	抵当目的物件	42
問30	商業手形担保	43
問31	不動産担保	44
問32	普通抵当権と根抵当権	45
問33	根抵当権の被担保債権の範囲	45
問34	根抵当権の元本確定	46
問35	根抵当権設定後に生じる変更	47
問36	根抵当権の譲渡	47
問37	抵当権の順位の変更	48
問38	根抵当権の債務者死亡と相続	49
管 理 ・ 回 収		
問39	債務者の死亡と相続	49
問40	融資先行方不明時の管理	50
問41	法人取引先の変動	51
問42	担保物件の変動	52
問43	債権の消滅時効と時効中断	52
問44	代位弁済	53
問45	代物弁済	54
問46	債務引受	55
問47	相殺	55
問48	不動産抵当権の実行	56
問49	債務名義と強制執行	57
問50	特殊整理手続	58

正解と解説

融資実務

● 融資審査

融資審査の基本

問 1 融資審査の基本事項について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 融資審査とは、よく調べ、よく検討し、正しく判断して、採否を決定することである。
- (2) 融資の相手方の意思能力・行為能力の有無は融資審査の対象でない。
- (3) 信用調査とは、相手方の実態を把握することである。
- (4) 融資にあたって、最初に資金用途と要資事情を把握しなければならない。
- (5) 融資にあたって、返済財源を明確に把握することが重要である。

正解率 99%

正解 (2)

↳ 解説

- (1) 融資審査とは、よく調べ、よく検討し、正しく判断して、採否を決定することである。したがって、(1)は正しい。
- (2) 融資は相手方と契約を結ぶことから

進められる業務であるから、貸付契約、保証契約、担保契約が有効に成立して組合の貸付債権が保全されるためには、契約の相手方に権利能力・行為能力が備わっていなければならない。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (3) 融資にあたっては貸出金の安全性が確保できるかどうかの判断が最優先の課題である。そのためには申込者の実態をできるだけ正確にとらえることが大切である。したがって、(3)は正しい。
- (4) 融資にあたって、最初に融資金が何に使われるか(資金用途)とそれが良い原因かそれとも悪い原因によるものか(要資事情)を正確に把握しなければならない。したがって、(4)は正しい。
- (5) 返済財源とは借入債務の返済に充当される財源のことであり、融資にあたっては返済財源を明確に把握することが重要である。したがって、(5)は正しい。

貸出稟議書の作成

問 2 貸出稟議書の作成等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 現在貸出残高はなく、貸付取引が中断している先について、改めて融資を取上げる場合は、既往先稟議である。
- (2) 一括稟議における決裁金額による貸付を限度貸付という。
- (3) 貸出期限には、最終償還期限と取扱期限とがある。
- (4) 貸出条件変更稟議にあたっては、原決裁条件と変更条件とを対比して変更内容とその必要性を明確にしておかなければならない。
- (5) 稟議書は、記述はできるだけ簡潔にし、計数による裏付けをつけなければならない。

正解率 47%

正解 (1)



解説

- (1) まったく初めて融資を取上げる場合を純新規稟議というが、過去に融資したことがあり、現在貸出残高はなく、貸付取引が中断している先について、改めて融資を取上げる場合も、純新規稟議という。与信判断を伴うので特に慎重な稟議・審査を必要とする。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 一括稟議では、分割して貸付けた貸付累計額が決裁金額に達するまでは何回にも分けて融資することができるので、決裁金額を限度金額といい、この貸付を限度貸付という。したがって、(2)は正しい。
- (3) 貸出期限には、貸出金の金額を返済し残高がゼロになるべき最終償還期限と、反復して新貸がいつまでできるか

を定めた取扱期限(契約期限)とがある。したがって、(3)は正しい。

- (4) 貸出条件変更稟議にあたっては、原決裁条件と変更条件とを対比して変更内容とその必要性を明確にしておかなければならない。この手続によつてのみ融資条件の変更ができるもので、稟議書の融資条件を二本線を引いて訂正するようなことは絶対にしてはならない。したがって、(4)は正しい。
- (5) 稟議書の記述はできるだけ簡潔に、そして必ず計数による裏付けをつけ、抽象的な表現は避け、美辞麗句で決裁者の歡心を買おうなどと思つてはならない。したがって、(5)は正しい。

利息の計算方法

問 3 利息の計算方法について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 銀行(農協)貸出金利全般(長期貸出金利等は別建て)の利率刻み幅は0.25%である。
- (2) 利息計算における1年の日数は、平年、閏年とも365日とする。
- (3) 手形貸付で、当初貸付の場合、貸付実行日から手形の満期日まで両端入れて日数計算をする。
- (4) 当座貸越は、年2回の利息後取りが一般的な取扱いである。
- (5) 利息等の支払時期、方法について、金融情勢の変化その他の事由がある場合には、農協(漁協)は、取引先に対し、これらを一般的に合理的と認められる程度のものに変更することができる。

正解率 27%

正解 (5)

↳ 解説

- (1) 銀行（農協）貸出金利全般（長期貸出金利，消費者金融の金利等については別建て）の利率刻み幅は0.25%である。したがって，(1)は正しい。
- (2) 利息計算における1年の日数は，平年，閏年とも365日とする。したがって，(2)は正しい。
- (3) 手形貸付では，当初貸付の場合，貸付実行日から手形の満期日まで両端入れて日数計算をして利息額を算出し，貸出実行日に前取りする。したがって，(3)は正しい。
- (4) 当座貸越はその性質上融資先の都合により貸付が行われ，利息の前取りができないので，通常年2回決算日を設け，その期間の貸越利息を後取りする方法が一般的な取扱いである。したがって，(4)は正しい。
- (5) 農協（漁協）取引約定書の規定に基づき，利息等の支払時期，方法について，金融情勢の変化その他の事由がある場合には，農協（漁協）は，取引先に対し，これらを一般的に合理的と認められる程度のもので変更するための協議をすることができるとしている。したがって，(5)は誤りであり，これが本問の正解である。

事後管理

問 4 事後管理について，誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 融資案件を実行するにあたっては，契約書類と稟議書を照合して，決裁条件を具備していることを確認しなければならない。
- (2) 差入を受けた約定書等は，整理のうえ照合を受けた上で，金庫室に保管しなければならない。
- (3) 融資稟議で決裁を受けているので，融資の具体的な用途まで追跡（トレース）する必要はない。
- (4) 管理表の効用は，他の人と違う動きをしている人を抜出して，その人について重点管理を行うところにある。
- (5) 事業資金融資の設備資金の場合，償却前余剰（利益+償却費）が返済財源となる。

正解率 98%

正解 (3)

↳ 解説

- (1) 融資案件を実行するにあたっては，差入を受けた貸付，保証，担保権設定に関する契約書類の記載事項と稟議書とを照合して，決裁条件を具備していることを確認しなければならない。したがって，(1)は正しい。
- (2) 融資にあたって差入れを受けた約定書や確認資料は，順序よく整理のうえ，借用証書類目録を添付して借用証書ファイルに綴込み，照合検印を受けた上で，金庫室に保管しなければならない。したがって，(2)は正しい。
- (3) 融資稟議書では，融資の直接の用途，資金需要の背景，そして返済財源を把握したうえで，融資方法や返済方法を決めて決裁を受けて，融資実行を行っているので，融資の具体的な用途を追跡（トレース）する必要がある。したがっ

て、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (4) 管理表の効用は、他の人と違う動きをしている人を抜出して、その人について重点管理を行うところにあり、これにより少ない人員で効率的な管理ができる。したがって、(4)は正しい。
- (5) 事業資金融資の設備資金の場合、償還は事業による販売代金から事業費の支払を済ませたあとに手元に残った資金すなわち償却前余剰（利益＋償却費）が返済財源になる。したがって、(5)は正しい。

J A 統 一 ロ ー ン

問 5 JA 統一ローンについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) チェックシートの作成、個人信用情報の確認、本人確認・在籍確認は、すべて事前調査での対象事項である。
- (2) 受付可否の判定の連絡のうち、役席者の指示が必要となるのは、否の場合である。
- (3) チェックシート項目のすべてが「適」でないと保証付貸出の対象とならない。
- (4) 個人信用情報の信用状況判断基準は、事故情報、自己都合による延滞の連続、一定の設定以上の成約情報・申込情報・照会記録・多額のキャッシング残高である。
- (5) 返済能力の有無は、第一次的には借入比率と返済比率の二つの指標で判断する。

正解率 78%

正解 (2)

↳ 解 説

- (1) 事前調査の対象事項として、資格・

行為能力の確認、借入希望者の概要の聴取、借入希望内容の聴取、チェックシートの作成、JA 内情報の確認、個人信用情報の確認、本人確認・在籍確認がある。したがって、(1)は正しい。

- (2) 受付段階で「可」としたものが、正式の借入申込や審査の段階で「否」となった場合にトラブルが多く発生しており、受付可否の判定の連絡は必ず役席者の指示を得て回答しなければならない。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) チェックシートでは「要項の充足状況」を16項目に分けて、その適否を判定し、すべてが「適」でないと保証付貸出の対象とならない。したがって、(3)は正しい。
- (4) 統一ローン審査においては、KSC、CIC 及び CRIN の個人信用情報を活用でき、その信用状況判断基準は、事故情報、自己都合による延滞の連続、一定の設定以上の成約情報・申込情報・照会記録・多額のキャッシング残高である。したがって、(4)は正しい。
- (5) ローン融資要項で、返済能力の有無は、第一次的には借入比率と返済比率の二つの指標で判断することになっている。したがって、(5)は正しい。

生 活 資 金 融 資

問 6 生活資金融資について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 生活資金融資は、消費者の家計に対して、その生活費を賄う所得の不足分を融通することである。

- (2) 審査のポイントは、収入の安定性と消費を節約してでも返済するとの強い意思があるかどうかを見極めることにある。
- (3) 生活資金融資は生産性がないという性質を、借り手はもちろんのこと貸し手もよく承知して、取扱うことが必要である。
- (4) 自営業者世帯に対する融資にあたっては、事業収支と家計収支を切り離して計数的に把握し、事業資金融資を含めないで考えることが大切である。
- (5) 家族の生活費は全員で確保するように努めるものであるから、世帯全員の年間総収入額を把握する。

正解率 66%

正解 (4)

↳ 解説

- (1) 生活資金融資は、消費者の家計（個人の生活部分）に対して、その生活費を賄う所得の不足分を融通することである。したがって、(1)は正しい。
- (2) 生活資金融資の審査のポイントは、返済資源である収入の安定性と消費を節約してでも返済するとの強い意思があるか“返済意思の有無”を見極めることにある。したがって、(2)は正しい。
- (3) 生活資金の借入は、返済する段になると日常の生活費を圧迫して生活を苦しくするので、生活資金融資には生産性がないという性質を、借り手はもちろんのこと貸し手もよく承知して取扱うことが必要である。したがって、(3)は正しい。
- (4) 自営業者世帯に対する融資にあたっては、事業収支を含む家計収支によっ

てその経済活動の全体像を計数的に把握し、事業資金融資をも含めて考えることが大切である。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (5) 家族の生活費は全員で確保するように努めるものであるから、世帯主ばかりでなく家族、特に配偶者の稼ぎがあればそれを含めて世帯全員の年間総収入額を把握する。したがって、(5)は正しい。

事業資金融資の審査

問 7 事業資金融資の審査について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 事業資金は、貸金それ自身が返済のための財源を生み出す性質をもっている。
- (2) 利益を伴った売上収入が返済財源となる。
- (3) 事業の収益力、将来の業績を見通すことが審査のポイントとなる。
- (4) 企業内容の実態把握は、「モノの面から」と「カネの面から」の両面から行えば十分である。
- (5) 経常収支がプラスの場合は、売上代金の回収額で仕入代金や経費の支払ができて、なお余裕がある状態である。

正解率 91%

正解 (4)

↳ 解説

- (1) 事業資金は、企業の内部では利潤を生み出すための元手として使われるので、貸金それ自身が返済のための財源を生み出す性質をもっている。事業資

金は生活資金と違って“生産性”がある。したがって、(1)は正しい。

- (2) 事業に投下される資金は貸出金を含めすべて製品や商品・サービス等の売上代金によって回収されるものなので、利益を伴った売上収入が返済財源となる。したがって、(2)は正しい。
- (3) 企業が営む事業で利益が得られれば貸出金の返済資源は生まれるが、損失が発生すれば貸出金全額の回収ができない。よって、融資の事業の収益力、将来の業績を見通すことが審査のポイントとなる。したがって、(3)は正しい。
- (4) 企業内容の実態把握は、「事業は人なり」といわれるように、経営資源の重要な要素である「ヒト」事業主・経営者・従業員の観察が融資にあたっての最も重要な判断ポイントであり、加えて「モノの面から」と「カネの面から」の3面から把握する。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 貸借対照表により、経常収支がプラスの場合は、売上代金の回収額で仕入代金や経費の支払ができて、なお余裕がある状態である。よって仕入代金や経費の支払能力はあったと評価できる。したがって、(5)は正しい。

運転資金と設備資金

問 8 運転資金と設備資金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 経常運転資金は、決算書からは、「売上債権＋棚卸資産－買掛債務＝運転資金」としてとらえられる。

- (2) 支払条件の短縮と回収条件の長期化は、いずれも増加運転資金を伴う。
- (3) 季節資金の返済財源は、融資対象の商品等の販売代金である。
- (4) 設備投資の目的によって設備資金の返済資源が決まる。
- (5) 設備資金では調達方法と償還計画の検討が必要であるが、収支の実績と計画までは必要としない。

正解率 95%

正解 (5)

解説

- (1) 決算書（貸借対照表）から、静態的な運転資金のとらえ方として、経常運転資金は、「売掛債権＋棚卸資産－買掛債務＝運転資金」としてとらえられる。したがって、(1)は正しい。
- (2) 支払条件の短縮（現金買の増加、掛買の減少、手形払割合の減少、買掛期間や支払手形サイトの短縮）によって仕入代金等の支払が早まり、また回収条件の長期化（現金売の減少、掛売の増加、手形回収割合の増加、売掛期間や受取手形のサイトの長期化）によって売上代金の回収が遅くなり、いずれもその分支払資金が不足し増加運転資金を伴うことになる。したがって、(2)は正しい。
- (3) 季節資金の借入需要は、仕入代金の支払資金調達のために原材料や商品の仕入時よりも支払条件だけ後にズレた時期に発生する。その季節資金によって生産された製品や仕入れた商品が販売され現金化されたら、その販売代金によって返済される。したがって、(3)

は正しい。

- (4) 新規事業への進出や増産・拡販を狙いとする工場や店舗の新築・増設・拡張は増収・増益が、合理化投資は経費の節減による増益が貸出金の返済財源になるように、設備資金の目的によって設備資金の返済資源が決まる。したがって、(4)は正しい。
- (5) 設備資金では調達方法と償還計画の検討に加えて 約定返済金を確保するための事業収入を試算するうえでも収支実績・計画の検討は欠かせない。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

●取引の相手方・融資契約

制限行為能力者

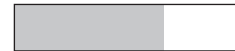
問 9 制限行為能力者について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 未成年者が法定代理人の同意を要するのに同意を得ずに行った法律行為は、未成年者自身又は法定代理人が取り消すことができる。
- (2) 日常生活に関する行為を除き成年被後見人が行った法律行為は、成年後見人の同意を得ていれば、取り消すことができない。
- (3) 成年被後見人の借入行為が取り消された場合、成年被後見人は借入により受領した金額全額を返還しなければならない。
- (4) 被補助人は、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者について認められる。

- (5) 任意後見契約は公正証書で締結され登記された時点で効力が生じる。

正解率 66%

正解 (1)



解説

- (1) 未成年者が法定代理人の同意を要するのに同意を得ずに行った法律行為は、未成年者自身又は法定代理人が取り消すことができる (民法5条)。したがって、(1)は正しく、これが本問の正解である。
- (2) 日常生活に関する行為を除き成年被後見人が行った法律行為は、本人または成年後見人が取り消すことができる (民法9条)。成年後見人の同意を得ていても、同様に取り消すことができる。したがって(2)は誤りである。
- (3) 成年被後見人の借入行為が取り消された場合、取り消された行為は初めから無効であったものとみなされ、現に利益を受けている限度において返還すればよいとされる (民法121条)。したがって、(4)は誤りである。
- (4) 被補助人は、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者のうち保佐・後見を要する程度に至らない者について認められる (民法15条)。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 任意後見契約は本人と任意後見受任者との間で、公正証書で締結され (同法3条)、任意後見契約の内容は登記される。そして、家庭裁判所の審判により「任意後見監督人」が選任された時から効力が生ずる旨が定められている (同法2条1号)。したがって、(5)は誤

りである。

代理人との取引

問 10 代理人との取引について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 代理人が代理権限に基づいて法律行為を行うと、その法律上の効果は直接本人におよぶことになる。
- (2) 任意代理人の権限の範囲は、授権行為の内容によって決まる。
- (3) 商行為の代理については、本人のためにすることを示さないで行った行為は、原則として本人に対して効力を生じない。
- (4) 本店営業部長、支店長といった名称を付した使用人は、代理権がなくとも、支配人と同一の権限を有するものとみなされる。
- (5) 無権代理人の行った行為を本人が追認すれば、原則として契約のときに遡って効力を生ずる。

正解率 61%

正解 (3)

解説

- (1) 代理人が代理権限に基づいて契約などの法律行為を行うと、その法律上の効果は直接本人におよぶことになる(民法99条)。したがって、(1)は正しい。
- (2) 代理制度には法定代理と任意代理があり、任意代理は、法定代理人以外の者、すなわち本人の意思に基づいて代理人が選任される場合をいう。任意代理人の権限の範囲は、授権行為の内容によって決まる。したがって、(2)は正しい。
- (3) 商行為の代理については、民法の顕名主義を排斥して、本人のためにする

ことを示さないで行った行為も、原則として本人に対して効力を生じる(商法504条)。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (4) 本店営業部長、支店長といった営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、代理権がなくとも、支配人と同一の権限を有するものとみなされ、原則として営業主は責任を負わなければならない。したがって、(4)は正しい。
- (5) 無権代理人が相手方で行った契約は、本人に対して当然に効力を生じるというものではないが、まったく無効というものでもなく、無権代理人の行った行為を本人が追認すれば、原則として契約のときに遡って効力を生ずる(民法113条1項)。したがって、(5)は正しい。

農(漁)協取引約定書①

問 11 農(漁)協取引約定書について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 農(漁)協取引約定書は、現在、双方契約方式をとっている。
- (2) 農(漁)協取引約定書を作成することによって、具体的な債権債務の成立要件となる。
- (3) 農(漁)協取引約定書は、農(漁)協と取引先間での与信取引に共通する基本的な契約事項を取決めている。
- (4) 農(漁)協取引約定書は、当事者間の合意によって成立するもので、万一訴訟になってもその有力な証拠となる。
- (5) 農(漁)協取引約定書に記載されていない

ければ、それに関する事項については民法、商法などの一般的な原則が適用される。

正解率 79%

正解 (2)

→ 解説

- (1) 農（漁）協取引約定書は、従来は、差入方式をとっていたが、平成13年に新たな「農（漁）協取引約定書（参考例）」を示すとともに、現在は、双方契約方式をとっている。したがって、(1)は正しい。
- (2) 本来、契約は当事者の合意によって成立するもので、契約書の作成は、原則として契約成立の要件ではない。よって、農（漁）協取引約定書を作成することによって、具体的な債権債務の成立要件となるものではない。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 農（漁）協取引約定書は、農（漁）協と取引先との貸出など組合の与信取引に共通する重要な契約事項を定めた約定書である。すなわち、貸付などの取引を始めるにあたって、農（漁）協が取引先に対し農（漁）協取引約定書の締結を求めるが、これによって農（漁）協と取引先間での与信取引に共通する基本的な契約事項の取決めをしたことになる。したがって、(3)は正しい。
- (4) 取引先が契約の履行をしてくれない事態になれば、組合は、場合によっては相手方に対して訴訟を起こすほかなくなる。この場合、農（漁）協取引約定書が、当事者間の合意によって成立したものであるから、万一訴訟になっ

てもその有力な証拠となる。したがって、(4)は正しい。

- (5) 農（漁）協取引約定書に記載されていないければ、それに関する事項については民法、商法などの一般的な原則が適用され、債権者にとって債権回収の上で不利となることがしばしば生じる。そこで、約定書には法の許す範囲で、債権管理上必要な各種の特約が約定されている。したがって、(5)は正しい。

農（漁）協取引約定書②

問 12 農（漁）協取引約定書に定められている内容について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 購買未収、販売仮渡についても適用範囲になっている。
- (2) 第三者が農（漁）協に対して債務を負担し、その債務を取引先が保証している場合は、取引先の保証債務については、本約定書は適用されない。
- (3) 取引先が農（漁）協に提出すべき書類を提出しなかったときは、取引先は、取引約定に違反したことになる。
- (4) 担保の処分方法等について、農（漁）協は法定の担保権実行以外の方法で担保から回収することができる。
- (5) 暴力団排除条項は、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、取引関係を解消する根拠になる。

正解率 66%

正解 (2)

→ 解説

- (1) 農（漁）協取引約定書第1条1項に

約定書・契約書締結上の留意点

において、借入者と組合間の手形貸付、手形割引、証書貸付、当座貸越、購買未収、販売仮渡、保証委託、その他借入者が組合に対して債務を負担することとなるいっさいの取引に関してその適用範囲になっている。したがって、(1)は正しい。

- (2) 同約定書第1条2項でもって、第三者が農（漁）協に対して債務を保証し、その債務を借入先が保証している場合、借入先の保証債務についても、本約定書は適用される。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 同約定書第5条2項6号によって、借入先が農（漁）協に提出すべき書類を提出しなかったときは、借入先は、取引約定に違反したことになり、期限の利益の請求喪失事由が発生することになる。したがって、(3)は正しい。
- (4) 同約定書第4条2項で、「法定の手続きを含めて一般に適当と認められる方法、時期、価格等により組合において取立又は処分のうえ」としており、法定の担保権実行はもちろん、法定以外の方法でも、担保の取立、処分ができることを定めている。したがって、(4)は正しい。
- (5) 暴力団排除条項は、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、取引関係を解消する根拠になるとともに、反社会的勢力が将来取引が解消されることを避けようとして、取引を開始することを避けるという事実上の取引開始予防効果があると考えられている。したがって、(5)は正しい。

問 13 約定書・契約書締結上の留意点について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 融資に関する約定書については、原則として組合職員の面前で契約書類に本人の署名および押印を受けて締結する。
- (2) 契約の締結にあたっては、相手方の知識・経験等に応じて、契約内容について理解し納得できるように適切・十分に説明を行うことが必要である。
- (3) 訂正印は、その契約書の作成者全員が押印しなければならない。
- (4) 捨印・契印は、JA 統一事務手続では、原則使用禁止している。
- (5) 印鑑届の取引に使用する印鑑は、実印でなくてもよい。

正解率 41%

正解 (4)

解説

- (1) 融資に関する約定書については、身体の障がいにより自署ができない人である場合を別として、原則として組合職員の面前で契約書類に本人の署名および押印を受けて締結する。もちろん、本人の法定代理人が法定代理人として署名押印するということもある。したがって、(1)は正しい。
- (2) 契約の締結にあたっては、相手方の知識・経験等に応じて、契約内容について理解し納得できるように適切・十分に説明を行うことが必要である。したがって、(2)は正しい。
- (3) 訂正印は、その契約書の作成者全員が押印しなければならない。訂正の方

法は、実務では、組合所定の事務手続きなどによる必要がある。したがって、(3)は正しい。

- (4) 捨印は、JA 統一事務手続では、原則使用禁止している。しかし、契印は、契約書が2枚以上にわたる場合、署名押印の効果が文書全体に及ぶことを明らかにするためであり、契約書の作成者の全員が押印しなければならない。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 常に印鑑証明書のある実印を使用するのは煩雑であるので、取引先があらかじめ組合に取引に使用する印鑑の印鑑届をしておき、以後の個別取引ではこの印鑑の印章を使用して証書などを作成するのが一般的である。したがって、(5)は正しい。

手 形 貸 付

問 14 手形貸付について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形貸付の場合、金融機関は金銭消費貸借契約に基づく債権と手形上の債権の両方をもち、そのどちらを行使してもよい。
- (2) 手形債権が時効によって消滅すれば、金銭消費貸借上の債権も当然に消滅する。
- (3) 手形貸付の場合、手形訴訟を利用し簡易迅速に債務名義を取得することができる。
- (4) 手形書替は、手形、書替利息、遅延損害金が揃ってから手続をとらなければならない。
- (5) 手形書替は原則として延期手形の差入であるが、旧手形を返却すれば旧手形の債務は消滅し、新手形債務のみが残ることに

なる。

正解率 67%

正解 (2)



解説

- (1) 手形貸付の場合、金融機関は金銭消費貸借契約に基づく債権と手形上の債権の両方をもち、そのどちらを行使してもよいとしている（農（漁）協取引約定書第2条）。したがって、(1)は正しい。
- (2) 金銭消費貸借上の債権が時効消滅すれば、手形債権も原因関係が失われたことになるが、これと反対に手形債権が時効によって消滅しても、金銭消費貸借上の債権も当然には消滅しない。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 手形貸付の場合、民法上の消費貸借債権に加えて手形債権を取得するので、手形訴訟を利用することにより簡易迅速に債務名義を取得することができる。したがって、(3)は正しい。
- (4) 実務の上で、手形書替は、手形、書替利息、遅延損害金が揃ってから手続をとらなければならない。したがって、(4)は正しい。
- (5) 手形書替は原則として延期手形の差入であるが、旧手形を返却すれば旧手形の債務は消滅し、新手形債務のみが残ることになる、とするのが判例の見解である。したがって、(5)は正しい。

証 書 貸 付

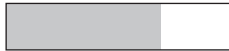
問 15 証書貸付について、正しいものを1

つ選びなさい。

- (1) 金銭消費貸借契約証書に、契約金額に応じた印紙を貼るだけで、印紙税を納付したことになる。
- (2) 金銭消費貸借契約は、当事者の意思表示があれば成立する。
- (3) 公正証書とする場合でも、強制執行認諾文言を付しておかないと、債務名義として強制執行することができない。
- (4) 消費貸借契約が有効に成立する以前に設定登記した抵当権は有効でない。
- (5) 利率の引き上げについて、保証人の承諾はなくても、保証人に主張できる。

正解率 68%

正解 (3)



解説

- (1) 金銭消費貸借契約証書に、契約金額に応じた印紙を貼る場合には課税文書と印紙の彩紋にかけ、鮮明に作成者またはその代理人・使用人の印章や署名で、印紙を消さなければ(印紙税法8条)納付したことにならない。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 金銭消費貸借契約は、当事者の意思表示の合致と金銭の授受が成立要因とされている。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 公正証書とする場合でも、「債務者および保証人は、債務不履行のときは直ちに強制執行を受けても異議がない」旨のいわゆる強制執行認諾文言を付しておかないと、債務名義として強制執行することができない(民事執行法22条)。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。

- (4) 要物契約である消費貸借契約が有効に成立する以前に設定登記した抵当権は、判例によりその有効性が認められており、後日実際に貸付金が交付されれば、抵当権の設定登記も有効なものとされる。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 条件変更が保証債務を加重させないときは、法律的には、主たる債務者との間で変更契約しておくだけで足りる。利率の引き上げ、弁済期の短縮などは保証人に加重となる事項であり、保証人の承諾がないと、保証人に主張できないとされている。したがって、(5)は誤りである。

手形割引

問 16 手形割引について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形割引は、取引先が第三者との取引によって受け取った手形を、額面金額から支払期日までの金利相当分を差引いた金額で金融機関が買取る取引である。
- (2) 取引先は手形の裏書人としての責任と、手形割引における買戻し債務の両方を負担する。
- (3) 人的抗弁とは、手形上の債務者がすべての手形所持人に対して対抗することのできる抗弁である。
- (4) 割引依頼された手形に不備があれば、依頼人に補完してもらってから、割引に応じなければならない。
- (5) 手形の成因調査とは、正常な商取引に基づいて振り出された手形であることを調べることである。

正解率 57%

正解 (3)

→ 解説

- (1) 手形割引は、取引先が第三者との取引によって受け取った手形を、額面金額から支払期日までの金利相当分を差引いた金額で金融機関が買取る取引であり、この金利相当分を割引料といっている。したがって、(1)は正しい。
- (2) 取引先は手形の裏書人としての責任と、手形割引における買戻し債務の両方を負担するほかに、商業手形の支払人が手形の支払義務を負うので、貸付取引の安全性が高められる。したがって、(2)は正しい。
- (3) 人的抗弁とは、手形上の債務者が特定の手形所持人に対してだけ対抗することのできる抗弁である。一方、物的抗弁とは、手形上の債務者がすべての債権者に対して対抗することのできる抗弁をいう。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 手形は、要式証券であるから法定の形式を具備しないと無効になるので、手形の形式を十分に点検し、割引依頼された手形に不備があれば、依頼人に補完してもらってから、割引に応じなければならない。したがって、(4)は正しい。
- (5) 手形の成因調査とは、正常な商取引に基づいて振り出された手形であることを調べることである。

割引依頼人がその手形の受取人となっている場合には、割引依頼人と手形振出人との間で正常な商取引関係が

成立しているかを調べる。したがって、(5)は正しい。

当座勘定貸越

問 17 当座勘定取引に付帯する当座貸越について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 当座貸越契約により、農協は約定した一定の極度額まで、支払う義務が生じる。
- (2) 農協が採用している当座貸越約定書では、当座貸越契約の法的性質を明確にしている。
- (3) 農協は、一方的に極度額の減額、貸越の中止、解約等を行うことができる。
- (4) 当座貸越の利息を算出する積数計算には、その日の最高貸越残高が一般的に採用されている。
- (5) 農協がその裁量により極度額を超えて支払をした場合は、農協の請求があっても債務者は直ちにこの金額を支払う義務はない。

正解率 57%

正解 (1)

→ 解説

- (1) および(3)当座貸越契約により、組合は、極度額の範囲で常に貸越義務を負担していると解されている。したがって、組合が一方的に極度額の減額、貸越の中止、解約等を行うには約定書所定の理由がなければできない。したがって、(1)は正しく、これが本問の正解である。また、(3)は誤りである。
- (2) 当座貸越契約の法的性質については諸説があり、いずれの説をとっても実務上は格別の相違はなく、農協が採用している当座貸越約定書では、当座貸越契約の法的性質を明確にしていない。

したがって、(2)は誤りである。

- (4) 当座貸越の利息計算は普通貯金と同じように計算期間中の残高積数を求め、これに所定の利率を乗じて算出する。毎日の残高のとり方にはいろいろな考え方があがるが、その日の最終の残高をとる最終貸越残高法が一般的に採用されている。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 農協がその裁量により極度額を超えて支払をした場合は、農協の請求がありしだい債務者は直ちにこの金額を支払う義務がある（当座勘定貸越約定書第3条）。したがって、(5)は誤りである。

● 保証・担保

特定債務保証

問 18 特定債務保証について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 主たる債務が無効になっても、原則として保証債務は無効にならない。
- (2) 保証債務は、目的または態様において主たる債務より重くすることは許されない。
- (3) 主たる債務に対する債権者の権利が移転すると、保証人に対する権利も随伴して移転する。
- (4) 債務者が保証人を立てる義務を負う場合、その保証人は、行為能力者であり、かつ弁済の資力を有する者でなければならない。
- (5) 保証契約は債権者と保証人との2者間の契約で成立する。

正解率 58%

正解 (1)



↳ 解説

- (1) 保証債務は主たる債務に従属し、主たる債務の存在を前提として存在する性質をもっている（附従性）。そこで、保証債務は主たる債務が無効となり、あるいは取消されると無効となる。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 保証債務は、目的または態様において主たる債務より重くすることは許されない（民法448条）。したがって、(2)は正しい。
- (3) 主たる債務に対する債権者の権利が移転すると、保証人に対する権利も随伴して移転する。債権が譲渡された場合などである。したがって、(3)は正しい。
- (4) 債務者が保証人を立てる義務を負う場合、その保証人の要件としては、行為能力者であり、かつ弁済の資力を有する者でなければならない（民法450条1項）。したがって、(3)は正しい。
- (5) 保証とは、債務者が債権者に対する債務の弁済をすることができなかつた場合には保証人が代って弁済をするという合意（契約）をしておくことで、保証契約は債権者と保証人との2者間の契約で成立する。したがって、(5)は正しい。

貸金等根保証契約

問 19 貸金等根保証契約について、誤って

いるものを1つ選びなさい。

- (1) 貸金等根保証契約は、個人を保証人とするもので、主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれる。
- (2) 保証の極度額は、主たる債務の元本、その利息、損害金等および保証債務について約定された違約金・損害賠償額のすべてを含んだ額である。
- (3) 元本確定期日は、根保証契約の締結日から5年以内の日で定めなければならない。
- (4) 主たる債務者または保証人が破産手続開始の決定を受けたときは、元本確定期日が未到来であっても主たる債務の元本が確定する。
- (5) 元本確定期中に融資した案件までが保証される。

正解率 34%

正解 (5)

解説

- (1) 貸金等根保証契約とは、個人を保証人とするもので、根保証契約であり、主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれていること、という3要件すべてに該当する保証契約をいう（民法465条の2第1項）。したがって、(1)は正しい。
- (2) 保証の極度額は、債権極度額（主たる債務の元本のほか、その利息、損害金等および保証債務について約定された違約金・損害賠償額のすべてを含んだ額）である。したがって、(2)は正しい。
- (3) 元本確定期日は、根保証契約の締結日から5年以内の日で定めなければならない。したがって、(3)は正しい。
- (4) 主たる債務者または保証人が破産手続開始の決定を受けたとき、または死

亡したときは、元本確定期日が未到来であっても主たる債務の元本が確定する（民法465条の4）。したがって、(4)は正しい。

- (5) 元本確定期日の到来（確定期日は午前零時に到来する）により元本が確定すると解されているので、元本確定期中に融資した案件は保証されないことになる。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

連 帯 保 証

問 20 連帯保証について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 連帯保証人は、催告の抗弁権、検索の抗弁権に加えて分別の利益を有しない。
- (2) 保証契約において「保証人が主たる債務者と連帯して保証債務を負担する」旨を特約した場合は連帯保証となる。
- (3) 主たる債務が商行為による債務であるときは、その保証は特約がなくても当然に連帯保証となる。
- (4) 保証が、保証人にとって商行為であるとき、また、債権者のために商行為であるときは特約がないと連帯保証とはならない。
- (5) 農協の融資実務では、通常、連帯保証であることを、保証契約の中で明示している。

正解率 66%

正解 (4)

解説

- (1) 連帯保証は、保証の一種であるから普通保証とその性質がよく似ているが、補充性と共同保証の際の分別の利益をもっていない。よって、連帯保証は、

催告の抗弁権、検索の抗弁権に加えて
分別の利益をもっていない。したがっ
て、(1)は正しい。

- (2) 保証契約において「保証人が主たる
債務者と連帯して保証債務を負担する」
旨を特約した場合は連帯保証となる。
したがって、(2)は正しい。
- (3) また、主たる債務が商行為（商法
501条ほか）による債務であるときは、
その保証は特約がなくても当然に連帯
保証となる。したがって、(3)は正しい。
- (4) さらに、保証が、保証人にとって商
行為であるとき（商法511条2項）は
もちろん、債権者のために商行為であ
るときも連帯保証になると解されてい
る。したがって、(4)は誤りであり、こ
れが本問の正解である。
- (5) 農協の融資実務では、通常、連帯保
証であることを、保証契約の中で明示
している。したがって、(5)は正しい。

保証契約の締結

問 21 保証契約の締結について、誤ってい
るものを1つ選びなさい。

- (1) 金銭消費貸借契約証書上に、債務者と連
署する場合は特定債務の保証になる。
- (2) 貸付後に保証人を追加するときは、別札
の保証書の提出を受ける。
- (3) 保証契約の特約条項では保証人は、その
有する相殺権を放棄している。
- (4) 農協は、保証人に対して担保保存義務が
ある旨を特約している。
- (5) 保証契約にあたっては、保証人の知識・
経験に応じて、保証内容の十分な説明と保
証意思を確認することが重要である。

正解率 19%

正解 (4)

解説

- (1) 金銭消費貸借契約証書上に、債務者
と連署する場合は、その金銭消費貸借
契約によって生ずる債務の支払につい
て、連帯保証の責めに任ずる旨の約定
をしているので、この場合は特定して
いる債務の保証となる。したがって、
(1)は正しい。
- (2) 貸付後に保証人を追加するときは、
既に作成してある証書に追加署名する
のではなく、あとから別札の保証書の
提出を受ける。したがって、(2)は正しい。
- (3)および(4) 保証契約では、特約条項
として、保証人が有する相殺権（民法
457条2項）の放棄、組合の保証人に
対する担保保存義務（民法504条）の
免除、保証人の代位権（民法500条ほ
か）の制限を行っている。したがって、
(3)は正しく、(4)は誤りであり、これが
本問の正解である。
- (5) 保証契約にあたっては、保証人の知
識・経験に応じて、保証内容の十分な
説明と保証意思を確認することが重要
である。したがって、(5)は正しい。

手形保証

問 22 手形保証について、正しいものを1
つ選びなさい。

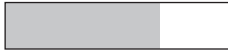
- (1) 民法の規定に基づく保証である。
- (2) 手形保証人は、必ず手形本体または補箋
に署名または記名押印しなければならない。
- (3) 手形保証債務は独立性、内容同一性、補

充性をまったく有していない。

- (4) 被保証債務が無効になると、手形保証は当然に無効となる。
- (5) 手形債務の手形外保証は、手形行為としての意味をもつ。

正解率 68%

正解 (2)



↳ 解説

- (1) 手形保証は手形法の規定に基づく保証である。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 手形保証人は、必ず手形本体または補箋に署名又は記名捺印をしなければ成立しない(手形法31条)。したがって、(2)は正しく、これが本問の正解である。
- (3) 手形保証債務は合同責任と呼ばれており(手形法47条1項)、独立性、内容同一性を有しているが、補充性はまったく有していない(したがって催告の抗弁権や検索の抗弁権はない)。したがって、(3)は誤りである。
- (4) 被保証債務である手形債務が方式の瑕疵を除きいかなる理由によって無効になっても、手形保証は無効とならない(手形法32条2項)。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 手形外保証は、別個の保証書でもって手形債務を保証するもので、手形面に署名がなされるものでないから、手形行為としての意味をもたない。したがって、(5)は誤りである。

信用基金協会保証

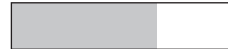
問 23 農(漁)業信用基金協会保証について、

誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 協会は、農業者、中小漁業者、中小企業などの経営に必要な資金の融資を円滑にするための信用補完を行う。
- (2) 協会保証は、定款、業務方法書などにしたがって行われる。
- (3) 判例は、協会保証の性質は民法上の保証であるとしている。
- (4) 協会保証を受ける場合の手続や保証を受けた後の管理等については、協会の業務方法書や保証契約書等に定められている。
- (5) 協会が代位弁済した場合、物上保証人に対して代位弁済した金額全額について抵当権に代位するとするのが判例の立場である。

正解率 64%

正解 (5)



↳ 解説

- (1) 協会は、農業者、中小漁業者、中小企業などの経営に必要な資金の融資を円滑にするための信用補完を行う機関である。したがって、(1)は正しい。
- (2)および(3) 協会保証は、定款、業務方法書などにしたがって行われるが、判例によれば、協会保証の性質は民法上の保証であるとしている。したがって、(2)、(3)は正しい。
- (4) 協会保証を受ける場合の手続や保証を受けた後の管理等については、協会の業務方法書や保証契約書等に定められている。したがって、(4)は正しい。
- (5) 協会が代位弁済した場合、協会保証も通常の民法の保証と異なるのであるから、同法501条5号によって、物上保証人に対して代位弁済額の頭割り分について抵当権に代位する、とす

るのが判例の立場である。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

保証債務の消滅

問 24 保証債務の消滅について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 被保証債務である貸付金が主債務者の弁済により完済されれば、保証債務も当然に消滅する。
- (2) 貸付取引中であっても保証の免除が行われると、保証債務は消滅する。
- (3) 保証債務の免除を債権者単独による一方的意思表示でもって行うことはできない。
- (4) 保証債務の免除契約を債権者と保証人間で締結して合意で免除することができる。
- (5) 保証契約書を直ちに返却できない場合には、免除証書を交付する方法をとることができる。

正解率 64%

正解 (3)

解説

- (1)および(2) 被保証債務である貸付金が主債務者の弁済により完済されれば、保証債務も当然に消滅する。そのほかに、貸付取引中であっても保証の免除が行われると、保証債務は消滅する。したがって、(1)、(2)は正しい。
- (3) 民法の規定上は、保証など債務の免除は債権者の単独行為とされ、保証債務の免除を債権者単独による一方的意思表示でもって行うことができる(民法519条)。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (4) (5)また、合意(保証債務の免除契約)を債権者と保証人間で締結して免除することもできると解されている。実務的には保証書を返却し、あるいは共同保証人中の一部の保証人について免除するなど、保証契約書を直ちに返却できない場合には、免除証書を交付するといった方法をとることができる。したがって、(4)、(5)は正しい。

担保物権 ①

問 25 担保物権について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 担保物権とは、特定の財産を債権の担保として、それから優先的に債権回収ができるようにする制度をいう。
- (2) 法定担保物権には、留置権と先取特権がある。
- (3) 約定担保物権は、債権者と財産所有者との合意によって生じ、すべてが法律で規定されている担保物権である。
- (4) 担保物権の対抗要件とは、当事者間で効力が生じた権利ないし法律関係の得喪変更を第三者に対して主張するために備えておくべき要件である。
- (5) 相殺権や代理受領は、担保物権ではないが担保機能を有するものである。

正解率 60%

正解 (3)

解説

- (1) 担保物権とは、特定の財産を債権の担保として、それから優先的に債権回収ができるようにする制度をいう。典型的なものは民法に規定されている担

保物権であり、これらのほかに、特別法に規定されているものや、取引の必要から商慣習的に発生し、判例によって認められたものもある。したがって、(1)は正しい。

- (2) 法定担保物権には、留置権（民法、商法）と先取特権（民法、商法、その他特別法）がある。したがって、(2)は正しい。
- (3) 約定担保物権は、債権者と財産所有者との合意によって生じ、質権や抵当権などのように法律で規定されているもの、譲渡担保権のように判例により認められたものがある。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 担保物権の対抗要件とは、当事者間で効力が生じた権利ないし法律関係の得喪変更を第三者に対して主張するために備えておくべき要件である。動産に対してはその引渡し、不動産に対する登記、指名債権の譲渡・質権に対する確定日付などである。したがって、(4)は正しい。
- (5) 相殺権や代理受領は、担保物権ではないが担保機能を有するものとして、融資実務で利用されることがある。したがって、(5)は正しい。

担 保 物 権 ②

問 26 担保物権の特性について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 附従性とは、担保物権が成立し存続するためには、必ずその担保物権によって担保される債権が存在しなければならず、被担

保債権が消滅すると担保物権も消滅するという性質である。

- (2) 随伴性とは、担保物権が被担保債権の処分にしたがうという性質である。
- (3) 物上代位性とは、担保物の滅失、毀損、売却等により、担保権設定者が取得する保険金、売却代金等の上に担保権の効力が及ぶことをいう。
- (4) 不可分性とは、担保権者は被担保債権の全部の弁済を受けるまで担保物件の全部について担保権を行うことができるという性質である。
- (5) 質権は、附従性、物上代位性、不可分性を有するが、随伴性を有しない。

正解率 61%

正解 (5)

解説

- (1) 附従性とは、担保物権が成立し存続するためには、必ずその担保物権によって担保される債権（被担保債権）が存在しなければならず、被担保債権が消滅すると担保物権も消滅するという性質であり、典型的な担保物権の特性とされる。したがって、(1)は正しい。
- (2) 随伴性とは、担保物権が被担保債権の処分にしたがうという性質である。被担保債権が譲渡されれば、それにしたがって担保権も移転する。したがって、(2)は正しい。
- (3) 物上代位性とは、担保物の滅失、毀損、売却等により、担保権設定者が取得する保険金、売却代金、賃貸料等の上に担保権の効力が及ぶことをいう（民法304条ほか）。ただし、この物上代位権を行使するには、これらの保険金等

が担保権設定者に支払われる前に、担保権者が差押しなければならぬ(民法304条1項但書)ので注意を要する。したがって、(3)は正しい。

- (4) 不可分性とは、担保権者は被担保債権の全部の弁済を受けるまで担保物件の全部について担保権を行うことができるという性質である(民法296条ほか)。したがって、(4)は正しい。
- (5) 質権は、債権者が債務の弁済がなされるまで目的物を留置して、弁済がないときその目的物によって優先的に弁済を受ける担保物権であり、附従性、物上代位性、不可分性、随伴性のすべての性質を有する。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

貯金担保(自組合)

問 27 自組合貯金担保について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金証書・通帳の差入は、貯金債権を目的とする質権設定のための要件である。
- (2) 担保差入証の担保提供者は、貯金名義人が債務者以外の者であるときは、貯金名義人である。
- (3) 質権の第三者対抗要件としては、担保差入証の質入承諾文言に確定日付をつければよい。
- (4) 国税等の滞納処分による差押に対抗するには、法定納期限以前に質権が設定されていることを担保差入証の確定日付で立証しなければならない。
- (5) 貸付金が貯金の差押後に融資されたものでない限り、差押後でも相殺して差押債権者等に対抗できる。

正解率 50%

正解 (1)



解説

- (1) 担保差入証の冒頭には、質権設定の合意文言とともに「その貯金証書・通帳を組合に差し入れました」と規定しているが、貯金債権を目的とする質権設定は要物契約ではないから、貯金証書・通帳の差入は、法律上は必要としないものであるが、トラブル防止のため実務上行っている。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 担保差入証の担保提供者は、貯金名義人が債務者以外の者であるときは、その貯金名義人が担保提供者となる。したがって、(2)は正しい。
- (3) 質権の第三者対抗要件としては、担保差入証の質入承諾文言に確定日付をつければよい。したがって、(3)は正しい。
- (4) 国税等の滞納処分による差押に対抗するには、法定納期限以前に質権が設定されていることを担保差入証の確定日付で立証しなければならない(国税徴収法15条1項、2項、3項)。したがって、(4)は正しい。
- (5) 貸付金が貯金の差押後に融資されたものでない限り、差押後でも相殺して差押債権者等に対抗できる(判例)。よって、相殺による回収が可能な場合には、担保差入証に確定日付を押さなくても債権保全上支障がないから、実務上は確定日付を省略するケースが多い。したがって、(5)は正しい。

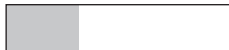
譲 渡 担 保

問 28 譲渡担保について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 譲渡担保は、債権者が債務者に対して有する債権を担保するために、担保権設定者が有する物の所有権や権利を譲渡する。
- (2) 譲渡担保では、債務が履行されると所有権や権利が担保権設定者に復歸的に移転する。
- (3) 処分清算型と帰属清算型のいずれの場合も、譲渡担保権者は、被担保債権額と担保目的物の価格との差額を清算しなければならない。
- (4) 法人または個人が行う動産の譲渡について、法律で、登記することにより第三者に対する対抗要件である民法上の引渡しがあったものとみなされる。
- (5) 法定納期限後に譲渡担保権を取得した場合、国税等が不足するときは、国税等は譲渡担保目的物件（手形は対象外）に執行することができる。

正解率 32%

正解 (4)



解説

- (1)および(2) 譲渡担保は、債権者が債務者に対して有する債権を担保するために、担保権設定者が有する物の所有権や権利を譲渡（移転）する。債務が履行されると所有権や権利が担保権設定者に復歸的に移転する。したがって、(1)、(2)は正しい。
- (3) 目的物を売却処分して回収できる場合（処分清算型）と目的物の所有権を譲渡担保権者が代物弁済的に取得して

回収できる場合（帰属清算型）のいずれの場合も、譲渡担保権者は、被担保債権額と担保目的物の価格との差額を清算しなければならない。したがって、(3)は正しい。

- (4) 法人が行う動産・債権の譲渡について、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律で、登記所に登記することにより第三者に対する対抗要件である民法上の引渡しがあったものとみなされる。しかし、個人はこの法律の対象とはならない。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 法定納期限後に譲渡担保権を取得した場合でも、国税等が不足するときは、国税等は譲渡担保目的物件に執行することができる（国税徴収法24条）。ただし、この規定は手形の譲渡担保については適用されないことになっている。したがって、(5)は正しい。

抵 当 目 的 物 件

問 29 抵当目的物件について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 宅地を担保にとるときは、更地か建付地かあるいは借地かを確かめなければならない。
- (2) 農地であるかどうかは、その土地それ自体の事実状態に基づいて決まる。
- (3) 農地について、所有権の移転や抵当権の設定は、農業委員会又は都道府県知事の許可が必要である。
- (4) 山林に設定した抵当権の効力は、立木登

記や明認方法が施された立木に及ばない。

- (5) 自動車は、質権・譲渡担保により担保取得することも、自動車抵当法により抵当権を設定することもできる。

正解率 60%

正解 (3)



↳ 解説

- (1) 土地には、宅地、山林、原野、田畑などがあるが、宅地を担保にとるときは、更地か建付地かあるいは借地かを確かめなければならない。担保の評価上、また、担保処分上の問題を生ずるからである。したがって、(1)は正しい。
- (2) 農地は、耕作の目的に供される土地のことで（農地法2条1項）、農地であるかどうかは、その土地それ自体の事実状態に基づいて決まる。したがって、(2)は正しい。
- (3) 農地について、所有権の移転、地上権、永小作権その他使用収益を目的とする権利の設定などは農業委員会又は都道府県知事の許可が必要であり、この許可を受けないで行った行為は無効とされる（農地法3条）。ただし、抵当権の設定は、土地の使用収益を目的とする権利設定ではないから、許可は必要としない。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 山林に設定した抵当権の効力は、立木登記や明認方法が施された立木に及ばない（立木に関する法律1条、2条）が、未登記の立木はその土地と一体をなしているものとみなされ、その効力が及ぶ。したがって、(4)は正しい。
- (5) 自動車は、本来動産であるため質権・

譲渡担保により担保取得することが可能であり、また、自動車抵当法により債務者または物上保証人が債権者へ債務の担保に供した自動車を質権のように占有を奪うことなく、抵当権を設定することもできる（自動車抵当法4条）したがって、(5)は正しい。

商業手形担保

問 30 商業手形担保について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 商業手形を担保とする貸付を行うことは、手形割引とは実質的に異なった経済的效果を生じる。
- (2) 手形は通常、「担保のため」などの文言を記載して裏書を受ける。
- (3) 手形割引のように、手形要件の点検、手形成立関係の調査などは必要としない。
- (4) 担保手形明細表記載の手形は、現在および将来のいっさいの債務の担保として譲渡を受ける。
- (5) 担保手形が不渡りになると、取引先は買戻債務を負担する。

正解率 43%

正解 (4)



↳ 解説

- (1) 商業手形を担保とする貸付を行うことは、実質的には手形割引とはまったく同様の経済的效果を生じる。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 手形は取引先に通常の譲渡裏書をしてもらい、交付を受ける。「質入のため」とか「担保ため」などの文言を記載すると質入裏書となり、担保取得が譲渡

担保でなく、質権となり国税滞納処分があった場合の優先権に問題が生ずるおそれがあるの注意を要する。したがって、(2)は誤りである。

- (3) 商手担保は、手形の決済によってその目的を達するわけであるから、手形割引と同様に、手形要件の点検、手形成立関係の調査、手形支払人の信用調査などが必要である。したがって、(3)は誤りである。
- (4) 取引先より提出を受けた商業手形担保約定書により、担保手形明細表記載は現在および将来のいっさいの債務の担保として譲渡を受ける。したがって、(4)は正しく、これが本問の正解である。
- (5) 担保手形が不渡り等事故になると、債務者は手形面記載金額を直ちに支払うことが約定書で特約されている。取引先が買戻債務を負担するのは手形割引の場合である。したがって、(5)は誤りである。

不 動 産 担 保

問 31 不動産担保について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 不動産とは、土地そのものと土地に定着する物をいい、その他のものはすべて動産である。
- (2) 付加物・付合物に対しては原則として抵当権の効力が及ぶ。
- (3) 区分所有物件の専用部分に対する抵当権設定の効力は共用部分の持分にも及ぶ。
- (4) 不動産の権利関係、他人の権利の付着の有無などを調査する場合の相手は必ず債務者本人であることが大切である。

- (5) 取引事例比較法は、主に土地の評価に利用される評価方法である。

正解率 54%

正解 (4)



解説

- (1) 不動産とは、土地そのものと土地に定着する物をいい、その他のものはすべて動産である(民法86条1項,2項)。したがって、(1)は正しい。
- (2) 不動産に付加して一体となっているものを付加物といい、不動産に付着している物を付合物と呼んでいる。付加物・付合物に対しては原則として抵当権の効力が及ぶ(民法370条ほか)。したがって、(2)は正しい。
- (3) 区分所有物件の専用部分に対する抵当権設定の効力は共用部分の持分にも及び、これを排除する特約も共用部分のみを分離してこれに抵当権を設定することも、認められない(建物の区分所有等に関する法律11条ほか)。したがって、(3)は正しい。
- (4) 不動産の権利関係、他人の権利の付着の有無などを調査する場合の相手は必ず物件所有者本人であることが大切であり、あわせて担保提供意思も十分に確かめなければならない。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 取引事例比較法は、主に土地の評価に利用される評価方法であり、対象物件と類似の代替可能な他の不動産の取引事例と比較することによって対象物件の価格を求めようとするものであるから、取引事例はできるだけ多く収集

することが肝要である。したがって、(5)は正しい。

普通抵当権と根抵当権

問 32 普通抵当権と根抵当権について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 抵当権は、不動産などの目的物を担保提供者の占有下でその使用収益に任せながら債権者の優先弁済権が確保される。
- (2) 特定の債権を担保する抵当権は普通抵当権といわれる。
- (3) 抵当権の設定契約に際しては、目的物件の調査、関係当事者の能力、担保提供者の確認等に十分注意を払わなければならない。
- (4) 抵当権設定契約における最後の2年分の利息、損害金とは、最終弁済期から2年分である。
- (5) 元本確定前の根抵当権は、債権譲渡、代位弁済等により債権が移転しても、根抵当権がこれに伴って譲受人・弁済者に移転することはない。

正解率 69%

正解 (4)



解説

- (1) 抵当権は、不動産などの目的物を担保提供者の占有下でその使用収益に任せながら、債務の不履行があった場合には、その目的物を処分し換価代金から優先弁済を受ける権利が確保される。したがって、(1)は正しい。
- (2) 抵当権には、特定の債権を担保するいわゆる普通抵当権と、不特定の債権を担保する根抵当権がある。したがって、(2)は正しい。

- (3) 抵当権は債権者と目的物件の所有者との設定契約によって成立するが、抵当権の設定契約に際しては、目的物件の調査、関係当事者の意思能力、担保提供者の確認等に十分注意を払わなければならない。これらの点に十分注意を払わなかったがために、設定契約が無効、取消しなどとなるケースが生ずることがあるからである。したがって、(3)は正しい。
- (4) 利息・損害金の登記をしておく、抵当権を実行した場合、元本のほか最後の2年分の利息、損害金についても優先弁済を受けることができる(民法375条)。抵当権設定契約における最後の2年分の利息、損害金とは、換価代金の配当期日から遡って2年分である。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 元本確定前の根抵当権は、普通抵当権と異なり、随伴性を有しないので、債権譲渡、代位弁済等により債権が他に移転しても、根抵当権がこれに伴って譲受人・弁済者に移転することはない。したがって、(5)は正しい。

根抵当権の被担保債権の範囲

問 33 根抵当権の被担保債権の範囲について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 債務者との特定の継続的取引契約や一定の種類の取引から生ずる不特定の債権を、担保するものとして設定することができる。
- (2) 手形債権、小切手債権を被担保債権に加えることによって、いわゆる回り手形、小切手債権が担保される。

- (3) 被担保債権における「売買取引」により、経済事業取引によって発生する債権が担保される。
- (4) 被担保債権における「保証委託取引」により、組合が取引先の委託を受けて保証人となり、保証人として債権者に弁済した場合の求償債権・利息・損害金が担保される。
- (5) 被担保債権の範囲に属する債権は、根抵当権の設定後に実行された債権が担保される。

正解率 43%

正解 (5)



解説

- (1) 根抵当権の被担保債権の範囲について、債務者との特定の継続的取引契約や一定の種類取引から生ずる不特定の債権を、担保するものとして設定することができる(民法398条の2第2項, 3項)。したがって、(1)は正しい。
- (2) 被担保債権の範囲に手形債権、小切手債権を被担保債権に加えることによって、債権者との取引によらないで取得したもの、いわゆる回り手形、小切手債権が担保される(民法398条の3第2項)。したがって、(2)は正しい。
- (3) 被担保債権の範囲における「売買取引」により、経済事業取引によって発生する債権、いわゆる購買未収金が担保される。したがって、(3)は正しい。
- (4) 被担保債権の範囲における「保証委託取引」により、組合が取引先の委託を受けて保証人となり、保証人として債権者に弁済した場合の求償債権・利息・損害金が担保される。したがって、

(4)は正しい。

- (5) 被担保債権の範囲に属する債権は、根抵当権の設定後に実行された債権が担保される債権のみならず、現在既に生じている特定の債権も担保される。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

根 抵 当 権 の 元 本 確 定

問 34 根抵当権の元本確定について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 元本の確定後に融資された案件は、その根抵当権では担保されない。
- (2) 元本確定時に存在する元本債権に付随して生ずる利息・損害金は、極度額を限度として何年分でも担保される。
- (3) 元本確定前に手形割引をしていた手形について、買戻請求権が元本確定後に発生した場合、その買戻請求権は根抵当権で担保される。
- (4) 根抵当権者が、根抵当物件について競売の申立をしたときに元本は確定する。
- (5) 債務者または設定者(所有者)が破産手続開始の申立をしたときに、元本は確定する。

正解率 36%

正解 (5)



解説

- (1) 根抵当権の元本確定とは、担保される元本債権は、確定した時に存在するものに限定される状態になるということである。よって、元本の確定後に融資された案件は、その根抵当権では担保されないことになる。したがって、

- (1)は正しい。
- (2) 元本確定時に存在する元本債権に付随して生ずる利息・損害金については、極度額を限度として何年分でも担保される。したがって、(2)は正しい。
- (3) まだ発生していないが特定債権として存在するものであれば担保される。例題のように、元本確定前に手形割引をしていた手形について、買戻請求権が元本確定後に発生した場合、その買戻請求権は根抵当権で担保される。したがって、(3)は正しい。
- (4) 根抵当権者が、根抵当物件について競売、担保不動産収益執行の申立または物上代位をしたときには、元本は確定する(民法398条の20第1項1号)。したがって、(4)は正しい。
- (5) 債務者または設定者(所有者)が破産手続開始の決定を受けたときは、元本は確定する(同法398条の20第1項4号)。したがって、破産手続開始の申立とする(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

根抵当権設定後に生じる変更

問 35 根抵当権設定後に生じる変更として、元本確定前においてのみ可能な変更は次のうちいくつあるか1つ選びなさい。

- a. 被担保債権の範囲の変更
- b. 債務者の変更
- c. 確定期日の変更
- d. 極度額の変更

- (1) 4つ
- (2) 3つ
- (3) 2つ

- (4) 1つ
- (5) なし

正解率 46%

正解 (2)

解説

根抵当権設定後に生じる変更として、a 被担保債権の範囲の変更、b 債務者の変更、c 確定期日の変更、d 極度額の変更がある。そして、a、b、cは元本の確定前においてのみ可能であり、dは元本の確定の前後を問わず変更できる。したがって、a、b、cの3つがこれに該当し、(2)が正しく、これが本問の正解である。

根 抵 当 権 の 譲 渡

問 36 根抵当権の譲渡について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 全部譲渡とは、根抵当権を被担保債権から切り離し、根抵当権全体を第三者に絶対的に移転させることである。
- (2) 一部譲渡とは、1個の根抵当権について、その根抵当権を一部譲渡し、譲渡人と譲受人が共有関係になることである。
- (3) 分割譲渡とは、1個の根抵当権を極度額において2つの同順位の根抵当権に分割し、その1つの根抵当権を第三者に譲渡することである。
- (4) 全部譲渡、一部譲渡、分割譲渡いずれも、根抵当権者と譲受人との間における契約により成立する。
- (5) 一部譲渡の場合、譲渡人と譲受人間の契約によりあらかじめ優先の定めをし、その登記をしておくことが認められている。

正解率 51%

正解 (4)

↳ 解説

- (1) 全部譲渡とは、根抵当権を被担保債権から切り離し、根抵当権全体を第三者に絶対的に移転させることである(民法398条の12第1項)。いうならば、債権に随伴して根抵当権が第三者に移転するというのではなく、根抵当権だけが第三者に移転する。したがって、(1)は正しい。
- (2) 一部譲渡とは、1個の根抵当権について、その根抵当権を一部譲渡し、譲渡人と譲受人が共有関係になることである(同法398条の13)。この場合には、譲渡人の債権は、譲受人の債権とともになお引続き担保される。したがって、(2)は正しい。
- (3) 分割譲渡とは、1個の根抵当権を極度額において二つの同順位の根抵当権に分割し、その一つの根抵当権を第三者に譲渡することである(同法398条の12第2項)。したがって、(3)は正しい。
- (4) 全部譲渡、一部譲渡、分割譲渡いずれも、根抵当権者と譲受人との間において譲渡契約をし、あわせて根抵当権設定者の承諾がないと効力を生じない。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 譲渡人と譲受人との間で単に一部譲渡をただけのときは、競売時における両者の取分は、それぞれの被担保債権の残高割合に応じて決まる。そのために、譲渡人と譲受人間の契約により

あらかじめ優先の定めをし、その登記をしておくことが認められている(同法398条の14)。したがって、(5)は正しい。

抵当権の順位の変更

問 37 抵当権の順位の変更について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 順位の変更は、抵当権の優先関係を、当事者間において絶対的に変更する手続である。
- (2) 順位変更をするには中間順位者の協力が必要でない。
- (3) 根抵当権が数個の物件に共同担保として設定されたものである場合、その一部物件についてのみ順位変更することもできる。
- (4) 順位変更は登記をしなければ、その効力を生じない。
- (5) 順位を変更する抵当権等に登記上利害関係を有する者がいるときは、その者の承諾が必要である。

正解率 88%

正解 (2)

↳ 解説

- (1) 順位の変更は、民法374条によって認められた手続であって、抵当権の優先関係を、当事者間において絶対的に変更する手続である。したがって、(1)は正しい。
- (2) 順位変更をするには常に中間順位者の合意が必要である。したがって、(2)は誤っており、これが本問の正解である。
- (3) 根抵当権が数個の物件に共同担保

として設定されたものである場合、その一部物件についてのみ順位変更することもできる。したがって、(3)は正しい。

- (4) 順位変更は、順位の変更の当事者全員で合意し、かつその登記を共同申請によって（不動産登記法 89 条）しなければ、その効力を生じない（民法 374 条 2 項）。したがって、(4)は正しい。
- (5) 順位を変更する抵当権等に登記上利害関係を有する者がいるときは、その者の承諾書を登記申請書に添付しなければならない（民事局長通達）。したがって、(5)は正しい。

根抵当権の債務者死亡と相続

問 38 根抵当権の債務者死亡と相続について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 被相続人である債務者が相続開始時点で負担していた債務は、根抵当権で当然に引続き担保される。
- (2) 相続開始後に債務者の相続人が新たに債権者に対して負担する債務を担保するためには、根抵当権者と設定者が合意して、相続人のうちから指定債務者を定めなければならない。
- (3) 相続開始後 3 か月以内に合意の登記をしないと、根抵当権は相続開始の時に元本が確定したものとみなされる。
- (4) 死亡した債務者と設定者が同一人のときは、合意の当事者となるのは、根抵当物件の相続人と根抵当権者である。
- (5) 合意の登記をするには、前提として、相続による債務者の変更をする必要がある。

正解率 71%

正解 (3)

解説

根抵当権の元本確定前に、債務者について相続が開始したときには、根抵当取引がどうなるかについて、民法 398 条の 8 は次のように規定している。

- (1) 被相続人である債務者が相続開始時点で負担していた債務は、根抵当権で当然に引続き担保される。
- (2) 相続開始後に債務者の相続人が新たに債権者に対して負担する債務を担保するためには、根抵当権者と設定者が合意して、相続人のうちから指定債務者を定めなければならない（同条 2 項）。
- (3) 相続開始後 6 か月以内に合意の登記をしないと、根抵当権は相続開始の時に元本が確定したものとみなされる（同条 4 項）。以上により、(1)、(2)は正しく、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) そして、死亡した債務者と設定者が同一人のときは、合意の当事者となるのは、根抵当物件の相続人と根抵当権者である。さらに、(5)合意の登記をするには、前提として、相続による債務者の変更をする必要がある（不動産登記法 92 条）。したがって、(4)、(5)は正しい。

管理・回収

債務者の死亡と相続

問 39 債務者の死亡と借入債務の相続等に

ついて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 債務者が死亡した場合、債務は相続人の法的相続分に応じて各相続人に当然分割承継される。
- (2) 遺産分割協議書によるならば、債務の法定相続分の割合を変更することができる、債権者はこれに従わざるを得なくなる。
- (3) 全員の相続人が相続放棄すると、農協は担保権を実行することができなくなる。
- (4) 限定承認があると、担保権の実行による回収はできない。
- (5) 特定債務の連帯保証人が死亡した場合には、相続人は各自が全額保証債務につき主債務者と連帯して保証責任を負うことになる。

正解率 58%

正解 (1)



→ 解説

- (1) 個人債務者が死亡した場合、債務は相続人の法的相続分に応じて各相続人に当然分割承継される、とするのが判例および実務の取扱いである。したがって、(1)は正しく、これが本問の正解である。
- (2) (1)によって、遺産分割協議書によって債務を特定の相続人のみが承継するなど法定相続分の割合を変更して承継することはできず、すべて債権者に対抗できない(判例)。したがって、(2)は誤りである。
- (3) すべての相続人が相続放棄の手続をとったときは、「相続人不存在」となるが、特別代理人の選任などにより、農協は担保権を実行することができる。したがって、(3)は誤りである。

- (4) 限定承認がなされた場合であっても担保権の実行による回収には何らの支障はない。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 特定債務の連帯保証人が死亡した場合には、保証人の相続人が、各自の法定相続分の割合で保証債務を分割承継する。したがって、(5)は誤りである。

融資先行方不明時の管理

問 40 融資先行方不明時の管理について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 融資先が行方不明になったときは、調査はできるだけ早く着手しなければならない。
- (2) 融資先が行方不明の場合、繰上償還請求書を発送し、配達不能で返送されたとき、農協取引約定書の定めを援用して、組合の意思表示が相手方に到達したものととして、手続を行うことができる。
- (3) 農協取引約定書における「みなし送達」は、農協と債務者間においてのみ効力を生ずる。
- (4) 第三者に、農協が行方不明者に対する意思表示の送達の効力を主張しなければならない場合には、公示送達の手続をとる必要がある。
- (5) 行方不明者を相手として貸付金返還請求訴訟を起し、訴状および期日呼出状を公示送達により相手方に送達してもらった上で欠席判決をとることもできる。

正解率 50%

正解 (3)



→ 解説

- (1) 融資先が行方不明になったときは、調査はできるだけ早く着手しなければならない。そのためには行方不明者の

情報をできるだけ早く入手する必要がある。したがって、(1)は正しい。

- (2) 融資先が行方不明の場合、いったん繰上償還請求書を発送し、それが配達不能で返送されたときは、返送された請求書を組合で保管し、農協取引約定書例 13 条 2 項を援用して組合の意思表示が相手方に到達したもとして、手続を行うことができる。したがって、(2)は正しい。
- (3) 農協取引約定書における「みなし送達」は、農協と融資先、および約定書の約定を承認している連帯保証人、物上保証人との間においてのみ効力を生ずる。第三者に対してはその効力を主張することはできない(判例)。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) そこで、第三者に対しても、農協が行方不明者に対する意思表示の送達の効力を主張しなければならない場合には、公示送達の手続をとる必要がある。したがって、(4)は正しい。
- (5) 行方不明者を相手として貸付金返還請求訴訟を起し、訴状および期日呼出状を公示送達により相手方に送達してもらった上で欠席判決により債務名義を得て強制執行の手続をとることもできる。したがって、(5)は正しい。

法人取引先の変動

問 41 法人取引先の変動について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 代表者が変わっても、約定書や契約書等はとりなおす必要はない。

- (2) 代表者が変わると、旧代表者名で出されている代理人届は、代表者の代理人であるから、新代表者名でとりなおす必要がある。
- (3) 商号変更があると、届出事項変更届、商業登記事項証明書及び印鑑証明書を提出してもらい、契約書等のとりなおしは必要ない。
- (4) 取引先会社が合併する場合は、実情を調査して、今後の取引上支障があるときは異議申出の手続をとる。
- (5) 会社が解散し清算手続に入った場合、取締役はその地位を失い清算人がその地位に代る。

正解率 58%

正解 (2)



解説

- (1) 代表者が変わっても、法人格そのものは全く変更はないから、旧代表者名で提出されている約定書や契約書等をとりなおす必要はない。したがって、(1)は正しい。
- (2) 代表者が変わっても、代理人は法人自体の代理人であり、新代表者個人による代理人届をとりなおす必要はない。なお、実務上、新代表者名による代理人届を提出させる例が多いが、これは既代理人届の効力の確認の意味である。したがって、(2)は誤りであり、これが、本問の正解である。
- (3) 商号変更によっても法人格に変動はないので、届出事項変更届、商業登記事項証明書及び印鑑証明書を提出してもらえばよく、契約書等のとりなおしは必要ない。したがって、(3)は正しい。
- (4) 取引先会社が合併する場合は、債権者にとって重大な利害があるので、実

情を調査して、今後の取引上に支障があるときは異議申出の手続をとる（会社法 789 条ほか）などの対応を行う。したがって、(4)は正しい。

- (5) 会社が解散し清算手続に入った場合（会社法 475 条）、取締役はその地位を失い清算人がその地位に代る。したがって、(5)は正しい。

担保物件の変動

問 42 担保物件の変動について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 既存の不動産に設定された抵当権の効力は増築部分にも及ぶ。
- (2) 既存建物の全部をとりこわして新規に建物を建築する場合は、その用途、規模、構造がほぼ同一であれば、既存建物の抵当権の効力に影響はない。
- (3) 建物の土台部分をとりこわして建物をそのまま他の場所に曳行し移転させる場合には、抵当権の効力に影響はない。
- (4) 2棟の区分所有建物を区分している障壁を除去すると、2棟の区分所有建物はいずれも滅失して、1棟の新建物が出現することになり、従前の担保権の登記は新建物に移記される。
- (5) 融資先が担保不動産を毀滅または減少させたときは、被担保債権につき期限の利益を喪失することになる。

正解率 45%

正解 (2)



解説

- (1) 増築部分は既存の不動産に付合し（民法 242 条）、増築部分の所有権は既存の

不動産の所有権に吸収されるので、既存の不動産に設定された抵当権の効力は増築部分にも及ぶ。したがって、(1)は正しい。

- (2) 既存建物の全部をとりこわして新規に建物を建築する場合は、その用途、規模、構造がほぼ同一であっても建物の同一性は全く失われるので、既存建物の抵当権は消滅する。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 建物の土台部分をとりこわして建物をそのまま他の場所に曳行し移転させる場合には、建物の同一性は失われないので、抵当権の効力に影響はない。したがって、(2)は正しい。
- (4) 2棟の区分所有建物を区分している障壁を除去すると、区分所有建物の要件を失うので、2棟の区分所有建物はいずれも滅失して、1棟の新建物が出現することになり、従前の担保権の登記は新建物に移記されることになる（不動産登記法）。したがって、(4)は正しい。
- (5) 融資先が担保不動産を壊滅し、または減少させたときは、被担保債権につき期限の利益を喪失する（民法 137 条）ことになるので、直ちに債権回収策に着手する。したがって、(5)は正しい。

債権の消滅時効と時効中断

問 43 債権の消滅時効と時効中断について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 債権の消滅時効期間は原則として10年で、商行為によって生じた債権は5年である。

- (2) 手形債権は元本、利息損害金とも3年で、手形割引の買戻請求権は5年である。
- (3) 消滅時効は、債権者が権利を行使できる状態になったときから進行する。
- (4) 催告は6か月以内に裁判上の請求または差押など、より強力な時効中断手続をとらないと、中断の効力がはじめら生じなかったことになる。
- (5) 弁済猶予依頼書の提出や債務減額の申出は時効中断の効力を生じない。

正解率 29%

正解 (5)

解説

- (1) 債権の消滅時効期間は原則として10年（民法167条）であり、商行為によって生じた債権は5年（商法522条）となる。したがって、(1)は正しい。
- (2) 手形債権の消滅時効期間は元本、利息・損害金とも3年（手形法70条1項）で、手形割引の買戻請求権は商行為によるものであるから消滅時効期間は5年である。したがって、(2)は正しい。
- (3) 消滅時効は、債権者が権利を行使できる状態になったときから進行する（民法166条1項）。すなわち、弁済期の定めのある債権については弁済期の到来した時から進行する。したがって、(3)は正しい。
- (4) 裁判上の手続によらず債権者が債務者に対し債務の履行を請求することを催告というが、催告だけでは完全な時効中断の効力は認められておらず、催告後6か月以内に裁判上の請求または差押など、より強力な時効中断手続をとらないと、中断の効力がはじめか

ら生じなかったことになる（民法155条）。したがって、(4)は正しい。

- (5) 弁済猶予依頼書の提出、債務減額の申出、債務の一部の支払、利息の支払、担保の提供などは債務承認として時効中断の効力を生じる（判例）。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

代 位 弁 済

問 44 代位弁済について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 保証人、連帯債務者、物上保証人などは法定代位権者である。
- (2) 法定代位権者が弁済すると、債権者の有していた主債務者に対する債権は、付随する担保権と共に、債権者の意思にかかわらず弁済者に移転する。
- (3) 法定代位権者以外の者であっても原則として弁済ができるが、債務者の意思に反する弁済は無効となる。
- (4) 債権者が同意しなくても、主債務者の意思に反せず有効な第三者弁済がなされときは、主債務者に対する債権や担保権は弁済した第三者に移転する。
- (5) 保証人と物上保証人があり、その一方が代位弁済したときは、頭割りで代位できる。

正解率 58%

正解 (4)

解説

- (1) 保証人、連帯債務者など自らも債務を負担する者のほか、物上保証人、担保物件の第三取得者など法律上の利害関係を有する者は、弁済をなすにつき

正当な利益を有する者とされ、これらの者を法定代位権者という。したがって、(1)は正しい。

- (2) 法定代位権者が弁済すると、債権者の有していた主債務者に対する債権は、それに付随する担保権（物的担保と人的担保）と共に、債権者の意思にかかわらず弁済者に移転する。これを法定代位という。したがって、(2)は正しい。
- (3) 当事者間で禁止していない限り、法定代位権者以外の者であっても原則としてだれでも弁済ができるが、しかし債務者の意思に反する弁済は無効となる（民法474条2項）。したがって、(3)は正しい。
- (4) 主債務者の意思に反せず有効な第三者弁済がなされた場合であっても、債権者が同意しない限り、債権者の有していた主債務者に対する債権や担保権は弁済した第三者に移転しない。これを任意代位という。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 保証人と物上保証人があり、その一方が代位弁済したときは、頭割りで代位できる（民法501条5号）。したがって、(5)は正しい。

代 物 弁 済

問 45 代物弁済について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 代物弁済を行うには債権者と弁済者との間で金銭以外のものを弁済として給付する旨の合意が成立し、現実にもその物が引渡されなければならない。

- (2) 代物弁済により原債権は消滅し、それに付随する担保・保証等も消滅する。
- (3) 弁済として引渡される物の価額と債権額があまりにも均衡を失する場合などは、暴利行為または公序良俗違反などの理由で無効とされることがある。
- (4) 動産または不動産を代物弁済したが、債権者が知らないかくれた瑕疵があったときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができる。
- (5) 手形あるいは小切手をもって代物弁済したが、その手形・小切手が後日不渡となると、原債権は復活することになる。

正解率 66%

正解 (5)



解説

- (1) 代物弁済を行うには債権者と弁済者（債務者、連帯保証人など）との間で金銭以外のものを弁済として給付する旨の合意が成立し、現実にもその物が引渡されなければならない。したがって、(1)は正しい。
- (2) 代物弁済により原債権は消滅し、それに付随する担保・保証等も消滅する。また連帯保証人等の法定代位権者が代物弁済したときは、代位弁済の効果を生じ、債権および担保権は弁済者に移転する。したがって、(2)は正しい。
- (3) 代物弁済に清算義務は課せられていないが、弁済として引渡される物の価額と債権額があまりにも均衡を失する場合などは、暴利行為または公序良俗違反などの理由で無効とされることがある。実務上は適正な評価額を算定した上で、それに見合う債権との代物弁

済契約とすべきである。したがって、(3)は正しい。

- (4) 動産または不動産を代物弁済したが、目的物件に債権者が知らないかくれた瑕疵があったときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができる(民法570条ほか)。したがって、(4)は正しい。
- (5) 手形あるいは小切手をもって代物弁済したが、その手形・小切手が後日不渡となっても、原債権は復活せず、債権者はその手形または小切手による回収をはかるほかなくなる。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

債 務 引 受

問 46 債務引受について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 重疊的債務引受は、一般的に債権者、旧債務者、引受人の三者契約で行なわれるが、債権者と引受人の契約によってすることもでき、この場合は旧債務者の意思に反すると無効である。
- (2) 重疊的債務引受は、従来債務者と引受人は共に債務全額の支払義務を負う。
- (3) 免責的債務引受は、債権者と新債務者だけで契約を行うこともできるが、新債務者が法定代位権者でない場合、旧債務者の意思に反する引受は無効と解されている。
- (4) 免責的債務引受の結果、債務はその同一性を保ったまま新債務者に移転し、旧債務者は債務を免れる。
- (5) 免責的債務引受の旧債務についていた保証は、保証人の同意がない限り消滅する。

正解率 48%

正解 (1)

↳ 解 説

- (1) 重疊的債務引受は、一般的に債権者、旧債務者、引受人の三者契約で行なわれるが、債権者と引受人の契約によってすることもでき、この場合は旧債務者の意思に反しても有効である。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 重疊的債務引受は、従来債務者と引受人は共に債務全額の支払義務を負う。この両者は連帯債務者となる(判例)。また、両者の負担部分は特段の事情がないかぎり平等と解されている。したがって、(2)は正しい。
- (3) 免責的債務引受は、債権者と新債務者(引受人)だけで契約を行うこともできるが、新債務者が法定代位権者でない場合、旧債務者の意思に反する引受は無効と解されている。したがって、(3)は正しい。
- (4) 免責的債務引受の結果、債務はその同一性を保ったまま新債務者に移転し、旧債務者は債務を免れる。したがって、(4)は正しい。
- (5) 免責的債務引受の旧債務についていた保証(担保)は、保証人(担保提供者)の同意がない限り消滅する。したがって、(5)は正しい。

相 殺

問 47 相殺について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 債権者と債務者の双方の債務がともに弁済期にあることは、相殺の要件である。
- (2) 貸付金が弁済期未到来の場合は、農協取引約定書の定めに従って期限の利益を喪失させることが必要である。
- (3) 貯金については、期限の利益は貯金債務者である農協にあり、これを放棄して弁済期を到来させることができる。
- (4) 貯金通帳・証書は回収ができなくても相殺の効力に影響はない。
- (5) 差押命令を受けた貯金との相殺通知は、差押債権者に対して行わなければ効力を生じない。

正解率 54%

正解 (5)



解説

- (1) 相殺の要件は、同種の債権・債務が同一当事者間で対立していること、双方の債務がともに弁済期にあること、債権の性質上相殺が許されないものでないこと、それぞれの債権につき相殺禁止の特約のないこと、である。したがって、(1)は正しい。
- (2) および(3)自働債権である貸付金が弁済期未到来の場合は、農協取引約定書の定めに従って期限の利益を喪失させることが必要である。また、受働債権である貯金については、期限の利益は貯金債務者である農協にあり、これを放棄して弁済期を到来させ、相殺適状にしたうえで相殺することができる。したがって、(2)、(3)は正しい。
- (4) 貯金通帳・証書はできるだけ回収するよう努めるべきであるが、回収ができなくても相殺の効力に影響はない。

したがって、(4)は正しい。

- (5) 相殺通知の相手方は原則的には貯金者である。差押命令により貯金債権は差押債権者に移転するわけではないので、従来の貯金者に対して行うべきであるが、判例は差押債権者への通知も有効と認めている。実務上は双方に出すべきであろう。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

不動産抵当権の実行

問 48 不動産抵当権の実行について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 農協の職員で、当該債権の管理回収事務を担当しており、かつ民事執行についての知識を有するものであれば、裁判所の許可を得て競売申立の代理人となることができる。
- (2) 執行裁判所は競売開始決定書を債権者および所有者に送達する。
- (3) 執行裁判所が決定した売却基準価額の8割の価額が実際の買受可能価額になる。
- (4) 買受可能価額が競売手続費用と申立債権者の債権に優先する債権を弁済して剰余を生ずる見込みがないと執行裁判所が認めたときは、申立債権者に通知され、申立債権者が所定の手続をとらなかったときは競売手続は取消される。
- (5) 執行裁判所から債権計算書提出の催告を受けたら、1週間以内に提出しなければならない。

正解率 30%

正解 (2)



解説

- (1) 抵当権実行など民事執行手続は、弁

護士だけでなく、農協の職員で、当該債権の管理回収事務を担当しており、かつ民事執行についての知識を有するものであれば、裁判所の許可を得て競売申立の代理人となることができる(民事執行法13条)。したがって、(1)は正しい。

- (2) 競売の開始決定をした執行裁判所は競売開始決定書を債務者および所有者に送達する。そして、通常は差押の登記がなされた時に差押の効力が生ずる。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 執行裁判所が競売対象不動産の現況調査報告書、評価書に基づき決定した売却基準価額の8割の価額が実際の買受可能価額になる。したがって、(3)は正しい。
- (4) 買受可能価額が競売手続費用と申立債権者の債権に優先する債権を弁済して剰余を生ずる見込みがないと執行裁判所が認め、申立債権者が所定の手続をとらなかったときは競売手続は取消される(同法63条)。したがって、(4)は正しい。
- (5) 申立債権者、債権届出債権者などは、執行裁判所から債権計算書提出の催告を受けたら、1週間以内に提出しなければならない。執行裁判所はこれにもとづき配当表または交付計算書を作成して配当手続を行う。したがって、(5)は正しい。

債務名義と強制執行

問 49 債務名義と強制執行について、誤っ

ているものを1つ選びなさい。

- (1) 債務者の資産に対して強制執行を行って債権を回収するためには債務名義が必要である。
- (2) 確定判決は債務名義となるが、仮執行宣言付判決や仮執行宣言付支払督促は債務名義とはならない。
- (3) 強制執行をするためには、債務名義につき執行文の付与を受け、債務名義を債務者に送達しておくことが必要である。
- (4) 債権差押命令の申立は、債務者の住所地または主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に対して行う。
- (5) 動産に対する強制執行の申立は、差押えるべき動産の所在地を管轄する地方裁判所に所属している執行官に対し、申立書を提出して行う。

正解率 74%

正解 (2)

解説

- (1)および(2) 融資先、連帯保証人等農協に対して債務を負担している債務者が債務を弁済しない場合において、債務者の資産に対して強制執行を行って債権を回収するためには債務名義が必要である。債務名義として認められるものには、確定判決、仮執行宣言付判決、仮執行宣言付支払督促、執行証書などがある。したがって、(1)は正しく、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 強制執行をするためには、債務名義につき執行文の付与を受け、債務名義を債務者に送達しておくことが必要とされている(民事執行法29条)。したがって、(3)は正しい。

- (4) 債権差押命令の申立は、債務者の住所地または主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に対して行う。したがって、(4)は正しい。
- (5) 動産に対する強制執行の申立は、差押えるべき動産の所在地を管轄する地方裁判所に所属している執行官に対し、申立書を提出して行う。したがって、(5)は正しい。

特殊整理手続

問 50 特殊整理手続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 破産財団の管理処分権はすべて破産管財人に帰属する。
- (2) 破産手続開始決定の時点で、破産者の資産が極めて少なく、破産手続費用さえまかなえないときは、裁判所は同時に破産手続廃止の決定を行う。
- (3) 給与所得者等再生手続は、債務者の手取り収入から本人及び扶養者の最低限度の生活費を控除した額の3年分を再生計画において弁済に充てるというものである。
- (4) 小規模個人再生手続は、無担保再生債権の総額が5千万円以下の個人債務者を対象とし、通常の民事再生手続を簡素化した手続である。
- (5) 会社更生手続が開始されると、担保権を有する債権者は担保権の実行を禁ぜられる。
- (1) 債権者は破産手続によるのでなければ権利を行使することができない(破産法100条)。したがって、(1)は正しい。
- (2) 破産手続開始決定の時点で、破産者の資産が極めて少なく、破産手続費用さえまかなえないときは、裁判所は決定と同時に破産手続廃止の決定を行う(同法216条)。したがって(2)は正しい。
- (3) 給与所得者再生手続は、債務者の手取り収入から本人及び扶養者の最低限度の生活費を控除した額の2年分を再生計画において弁済に充てなければならぬとして、その要件を満たす場合には、債権者の決議を要せずに裁判所が再生計画を認可するという手続である。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 小規模個人再生手続は、無担保再生債権の総額が5千万円以下の個人債務者を対象とし、通常の民事再生手続を簡素化した手続である。したがって、(4)は正しい。
- (5) 会社更生手続が開始されると、担保権を有する債権者も担保権の実行を禁ぜられ、更生担保権として届出のうえ、更生手続に従って、弁済を受けるほか回収の道はなくなる(会社更生法138条)。したがって、(5)は正しい。

正解率 60%

正解 (3)

解説

- (1) 破産手続開始決定がされると、破産者の財産は破産財団に属し、破産財団

正解番号一覧表

問題番号	正解番号	問題番号	正解番号	問題番号	正解番号	問題番号	正解番号	問題番号	正解番号
1	2	11	2	21	4	31	4	41	2
2	1	12	2	22	2	32	4	42	2
3	5	13	4	23	5	33	5	43	5
4	3	14	2	24	3	34	5	44	4
5	2	15	3	25	3	35	2	45	5
6	4	16	3	26	5	36	4	46	1
7	4	17	1	27	1	37	2	47	5
8	5	18	1	28	4	38	3	48	2
9	1	19	5	29	3	39	1	49	2
10	3	20	4	30	4	40	3	50	3